

官報

昭和四十九年三月六日

第七十二回 参議院會議録第十二号

昭和四十九年三月六日(水曜日)

午後一時四分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十九年三月六日

午後一時開議

- 第一 外務省設置法の一部を改正する法律案
(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第二 文部省設置法の一部を改正する法律案
(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第三 割増金付貯蓄に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請假の件
- 二、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。
この際、おはかりいたします。

小枝一雄君 田中茂穂君からいづれも病氣のため二十三日間、工藤良平君から海外旅行のため来る

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

たる十三日から十七日間、藤原道子君、浅井亨君からいづれも病氣のため二十日間、それぞれ請假の申し出がございました。

いづれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いづれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
以上、三案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。福田大蔵大臣。

〔國務大臣福田大蔵君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田大蔵君) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、

る法律案について申し上げます。

まず、最近における国民負担の状況にかんがみ、特に給与所得者の負担を大幅に軽減することを中心として、給与所得控除の抜本的拡充、人的控除の引き上げ及び税率の緩和を行なうこととしたしております。

すなわち、給与所得控除につきましては、定率控除の控除率を大幅に引き上げるとともに、現行の年収六百六十万円まで控除が頭打ちとなる制度を改めることとしたしております。また、控除の大幅な拡充に伴い、現行の定率控除制度を廃止し、別途低額所得階層について最低五十万円までは必ず控除する制度を設けることとしたしております。

次に、人的控除につきましては、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ三万円、扶養控除を八万円引き上げて、各控除一律同額の二十四万円とすることとしたしております。

これらの改正により、給与所得者の課税最低限は、平年分で、独身者の場合では現行の四十五万円から七十七万円に、夫婦と子供二人の場合では現行の百五十万円から百七十万円にそれぞれ引き上げられることとなります。

以上の改正にあわせまして、所得税の累進構造を緩和するため、課税所得二千万円以下の部分について、税率の適用所得階級区分を現行の約一・五倍に拡大することとしたしております。

これにより、昭和四十九年度における所得税の一般減税の総額は、初年度一兆四千五百億円と空前の規模のものとなります。

さらに、退職所得者の税負担の軽減をはかるため、三十五年勤続した場合の退職所得の非課税限度を一千万円に引き上げることとし、昭和四十八年度に引き続き退職所得控除の引き上げを行なうこととしたしております。

以上のほか、白色申告者の専従者控除を現行二十万円から三十万円に引き上げ、また、少額貯蓄非課税制度の非課税限度額を現行の百五十万円から

三百万円に引き上げるとともに、生命保険料控除及び損害保険料控除の控除対象限度額を引き上げるほか、寄付金控除のいわゆる足切り限度額を大幅に引き下げる等、所要の改正を行なうこととしたしております。

また、災害被害者の負担を軽減するため、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律によって所得税を軽減または免除する場合の所得限度額を倍額に引き上げることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、法人税の基本税率は法人税法上三五%と定められておりますが、租税特別措置法の規定により昭和四十九年度末までの間の暫定措置として一・七五%が加算され、現行は三六・七五%となっております。昭和四十九年度の税制改正におきましては、法人の税負担水準の適正化をはかる見地から、法人税法の規定の改正によりこれを四〇%に引き上げることとしたしております。

次に、中小法人に適用される軽減税率は、中小企業の現状にかんがみ、特にこれを据え置くとともに、その適用所得の範囲を三百万円から平年度七百万円に引き上げることとしたしましたが、さらに、内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得に対する課税についての定額控除額を五百万円から千万円に引き上げることいたしました。

このほか、申告及び納税手続の簡素化のため、中間申告書の提出不要限度額を五百万円から十百万円に引き上げることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、法人税の基本税率の引き上げに対応いたしまして、配当課税率を二六%から平年度三〇%に引き上げることいたしました。

第二に、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税につきましてはその税率を一キロリット

請假の件 議事日程追加の件 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

ルにつき現行の二万四千三百円から二万九千二百円に、地方道路税につきましては同じく四千四百円から五千三百円に、自動車重量税につきましては、営業用自動車を除きその税率を原則として現行の二倍に、それぞれ引き上げることとした。

第三に、株式売買損失準備金の繰り入れ限度額の引き下げ、特定合併をした場合の割り増し償却制度の廃止等、既存の特別措置の整理合理化を行ない、また、交際費課税の強化をはかるため、交際費の損金算入限度額の引き下げを行なうこととした。

第四に、貯蓄の奨励、勤労者財産形成及び住宅対策の見地から、少額国債非課税制度及び勤労者財産形成貯蓄非課税制度等の非課税限度額を引き上げるとともに、確定申告を要しない配当所得の限度額を引き上げることとした。また、勤労者にかかる住宅貯蓄控除制度及び住宅取得控除制度の控除額の引き上げ等を行なうこととした。

第五に、公害防止に資するため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度の創設を行なうとともに、公害防止準備金制度の適用期限を延長することとした。

以上のほか、中小企業対策、技術振興、資源開発、農林漁業対策、私学振興、宅地対策等に資するため、それぞれ実情に応じ所要の措置を講ずることとした。

以上、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げた次第であります。(拍手)
○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇、拍手〕

○辻一彦君 ただいま提案のありました税法三法

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

の一部改正案につきまして、私は、日本社会党を代表しまして、総理、大蔵、厚生、自治の各大臣に質問したいと思ひます。

四十九年度予算編成方針の最重要課題は、物価の抑制に置かれております。それを前提にして税制改革案が提出されておりますが、その内容は、物価対策の面におきましても、さらにインフレ物価高に苦しんでいる勤労国民の経済面においても全く不十分であり、依然として勤労所得に重く、資産所得、法人所得に軽いといった税負担の不公平、不平等の是正は行なわれていないのであります。

税は、その負担の重さもさることであり、不公平感に国民の不満が強いのであります。昨年八月に行なわれた総理府の世論調査では、公平と思わないとする者は全体の六七%を占め、四十六年調査の五四%を大きく上回っておるのであります。このような国民の税の不公平に対する実感に対して、総理はどう考えておられるかをまず伺いたいと思ひます。

政府は、勤労者の税負担軽減をはかるといふは、まづ二兆円減税、実質一兆四千五百億の所得税減税を大きく宣伝をしております。しかし、今日悪性インフレによる物価高、消費者物価上昇率が年率にして二〇%をこえるという投機的狂乱状態の中で、各目所得に累進税率で課税すれば実質増税になるのは明らかであり、この程度の減税は当然のものと言わなくてはならないと思ひます。

問題は、減税の内容であります。所得税減税の中身は、給与所得控除につきまして現在七十六万円の頭打ち限度額を設けていますが、これを青天井としたために、所得額が大きければ給与所得控除額も大きくなり、従来年収一千万円の控除七十六万円が二百五十万円もの控除を受けることになり、高額所得にきわめて有利な改正となります。年収百五十万円の課税最低限すれの人には二万九千円、所得に対して一・九%の減税にすぎない

のに、年収一千万の場合は九十一万円九・一%、二千万円の場合は二百万円、所得に対して一・〇%であり、全くの金持ち減税であると言わなくてはなりません。このように上に厚く下に薄い減税はこのまま行なうべきでないと思ひますが、どうですか。

この際、政府案の欠陥をカバーし、かつ物価狂乱下の緊急減税方式として、四大家族十二万円の税額控除を行なえば、課税最低限も二百三十五万円に上がり、より低額所得層に厚い減税となるが、この方式をとる考えはないか、お伺いをしたい。

四十七年度における国税庁の給与所得者の階層分布によりますと、年収百万円以下五十万円までは三八%、千百万人に及んでおります。これらの低所得層、すなわち課税最低限以下の所得層は、いわゆる二兆円減税の恩恵は一切あらずから、政府は、このインフレ下にこれらの層にどのような対策を考えているか。また、生活保護者や施設をはじめとする最も弱い層にわずかに二千万円や二千五百円のインフレ手当では、まさに焼け石に水と言わなくてはなりません。税の機能である所得の再分配をいままこそ發揮して、経済的弱者、インフレの最大の犠牲者に救済の手を差し伸べるべきでないか、総理並びに厚生大臣の決意とその具体策を伺いたいと思ひます。

次に、個人所得の不公平について若干お伺いしたい。

配当所得優遇措置によって、標準四人の家族の配当所得生活者は三百五十七万まで無税であります。給与所得者がこれだけの所得があれば十八万八千円の所得税を取られる。これは課税不公平の端的な事例であります。資本をかき集めた過去の高度経済成長型税制から脱却すべきときに、このような不公平な特別措置はすみやかに廃止すべきと思ひますがどうか。

土地買いを進め、総理の列島改造論とあわせてこれに拍車をかけ、総理、大蔵大臣が車の両輪となつて地価暴騰を推進し、インフレを促進しました。高額所得者の所得源はほとんど土地譲渡であり、分離課税で軽減税率の適用を受けております。東京の調査では、一億円以上の所得者は二・三%の税負担で済み、これを総合所得方式によれば八五・九%になります。一億円の所得者は、土地分離課税で実に六千二百万円の税金を軽減されているのであります。土地税制は土地の譲渡をしやすくすることをねらったが、結果は完全な失敗であり、直ちにこの特別措置を廃止すべきでないか。

次に、高度経済成長税制の柱は企業課税の優遇措置であります。当初、配当軽減税率三〇%引き上げの基本方針が二%も後退しました。その理由は何か。この二%だけでもその軽減分は数百億から一千億にのぼるといわれるが、政府は幾らと見ているのか。また、財界の圧力に屈したといわれるが、その真相を明らかにされた。

つい先日、わが党の同僚議員から、大企業の税負担の異常ともいえる低い事実と、その原因が各種の租税特別措置にあることが指摘されました。多くの減免措置をさらに二年間延長する必要があるのか。また、この減免税額を国民の前に明らかにされたい。

四十七年度の企業の交際費支出は一兆三千億と報告されておりますが、四十九年は二兆円に達しかねない。大手商社は一億五千万円の交際費を支出しているといわれております。交際費が企業モラルの低下に手をかけていることは、衆目の一致するところであり、損金算入限度の引き下げ方式も現実的ではありませんが、特別措置法で課税する方法を改めて、本法化する段階に来ていると思ひますがどうか、お伺いをしたい。

今回の改正案では、消費者抑制の見地から、少額貯蓄の非課税限度を百五十万から三百万に、別

ワク国債のそれは百万から三百万に、また、財形貯蓄の名で百万から五百万に引き上げており、これに郵便貯金の預け入れ限度三百万円を加えますと、元本で一世帯四千万円、年利七％としまして年間二百八十七万円の利子収入が非課税になります。しかるに、国民大衆の一世帯当たり貯蓄額は、保険金の積み立てを含めて二百十万円であるという貯蓄増強委員会の調査があります。さらに少額貯蓄一口座当たりの利用額は、平均で二十七万円にすぎないのであります。少額貯蓄の非課税限度の拡大という耳ざわりのよいキャッチフレーズが、実は四千万円の預貯金を有する資産家のための優遇措置拡大につながっていると言わなくてはなりません。

ところが、一方において、物価狂乱、悪性インフレのもとで、国民大衆の個人預貯金は大きな目減りをおこしております。四十七年三月、個人預金残高は四十八兆八千五百四十七億円、消費者物価の上昇率五・二％で、元金減価分いわゆる目減りは、単純に計算しまして二兆四千四百四十九億、四十八年度は預貯金額六十二兆一千六百八十二億、物価上昇分一四％といたしまして、七兆六千三百四十七億に達する見込みとなります。四十九年度においては、預金の伸びを二〇％と控え目に見ましても七十四兆六千億、物価上昇を政府経済見通しの九・六％といたしても、目減り分は六兆五千三百億、合わせて十七兆四億の目減りとなるわけであり、もし物価が四十八年度並みに上がるならば、四十九年度は八兆八千億の目減りとなり、目減りの合計は二十兆円に達することになります。これはまさに国民大衆に対する最大のインフレ攻撃でありませんか。政府は、一体この膨大な目減りをどのように計算しておるのか。特に田中内閣が誕生してからこの目減りは著しい。ほんとうに少額貯蓄を優遇する道は、この目減りを補償することにあります。政府はどうするつもりか、総理と大蔵大臣にお伺いをいたしたい。

現在の法人税制は、中小法人に対して軽減税率を適用しているものの、大は新日鉄のごときマンモス企業から、小は町中の八百屋に至るまで、法人組織である以上、同一の法人税制が適用されております。これは大きな矛盾であります。大法人には累進税率を適用すべきではないか。また、法人の税負担増と配分比につきまして地方自治体にもつとウエートを置くべきと思ひ、どう自治大臣は考えるか。

四十八年度は、租税特別措置によって国税減収分四千六百四十五億、これに対応する地方税減収分は二千七百七十四億、交付税の減収分千四百八十六億、合計二千七百六十億の減収となっており、第一に、四十九年度の減収分を幾らに政府は見積もっておるのか。第二に、このような制度をどう考えるか。また、特別措置による地方税への影響を遮断せよという意見があるが、どう考えるかをお伺いしたい。

また、ことは三十八年からの豪雪といわれておりますが、豪雪、積雪地方には想像できない多くの苦勞と大きなマイナスがあるわけであり、何らかの税制上の配慮をする考えはないのか。

今回の石油危機を契機に、資源の乏しい我が国は、省資源・省エネルギー政策をとるべきだと政府演説でも触れられておりますが、このような産業政策の転換は税制の中に何らあらわれていないのであります。産業政策の転換と租税政策をどう考えているのか、このことを明らかにされたい。

石油危機における不当利得は、これを徹底的に吸収し、被害者たる低所得層に再分配せよというのは、国民の声、天の声であり、国民感情であります。政府は一体この声を聞いておるのか。総理は、むずかしい問題だから与野党で意見調整をして議員立法でと言いますが、政府にとり都合のよいときはむずかしい問題を単独採決までやって立法化しながら、いまだむずかしいのは議員立法でなどと、私は筋が通らないと思ひます。これは

政府の責任回避という以外にない。真に政府は不当利得を吸い上げる決意があるのかどうか、はっきりと総理にお伺いをいたしたい。

大蔵省は法人利得税、利潤税に反対と聞いているが、さきに衆議院において福田大蔵大臣は、不当利得吸収について、社会党案は簡素な税制であり、魅力を感じると答弁をしている。それならば、社会党の法人付加税構想を積極的に政府は取り入れるべきであると思ひますがどうか。

最後に、総理にお伺いしたい。政府が不当利得吸収に大きく踏み切れないのは、また、与党案なるものが後退に後退を重ねておるのは、さきに社会党参議院議員会長の藤田議員が本院において鋭く指摘をされましたように、政府与党首脳が諸悪の根源といわれる大手商社、大手企業から多額の政治献金を集めているからではないか。この機会に、財界と政府与党の癒着、政治献金にメスを入れ、政治資金等の寄付金控除を廃止をし、国民の疑惑を晴らす考えはないのか、このことを私は総理に強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(田中角栄) 辻一彦君にお答えをいたします。〕

まず第一は、国民の税に対する負担感をどう把握しておるかということでございますが、政府が年々減税につとめてまいりましたことは御承知のとおりでございます。先進国を例にとるまでもございせんが、国民所得に対する税負担と保険料との合算額は、西欧先進諸国は御承知のとおり四五％から最高は五五％、北欧三国は五五％に至っておるわけでございます。にもかかわらず、わが国のこれらの合算額は二四・一％でございますので、その面では諸外国の二分の一にも満たないわけでございます。しかし、にもかかわらず、税負担感が重いということは一体どうしたことだろうかと、こういう御質問だと思ひますが、これは戦後一貫してとられてきた直接税中心主義というもののから来る一つの税に対する国民の負担感という

ことが避けがたいものだと考えておるのでござい、ます。そういうことでござい、ますので、本年度は、このような情勢下にもかかわらず、大幅所得減税を行ないますとともに、一部間接税の増徴をはかったわけでございます。まだまだ先進工業国の水準に達するというようなバランスではござい、ませんが、直接税というものの比率が下がって、いくということによって国民の税負担感の緩和をは、かってまいらなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

次は、低所得者対策についての御言及でございますが、政府は昭和四十九年度予算におきまして社会保障の充実に特段の意を用いておるところでございます。特に生活保護基準や老齢福祉年金の引き上げ、厚生年金及び国民年金についての物価スライドによる給付水準の引き上げ等の措置を講ずることとしておるわけでございます。また、生活保護世帯及び社会福祉施設入所者に対しては、昨年度に二回にわたる特別措置を講じておるところでございますが、今回さらに特別一時金を支給するとともに、老人、身体障害者、母子世帯等の福祉年金受給者に対しても緊急生活資金給付金を支給することとしたわけでございます。

年度内減税についての御言及がございましたが、現在の経済情勢のもとにおいて、政府は財政金融政策の総力をあげて物価の安定につとめておるところでございますので、この意味から、減税を年度内に繰り上げて実施することは考えておらないわけでございます。

所得税減税についての御言及がございましたが、来年度の所得税減税においては、特に給与所得者の負担軽減を中心に行なうことといたしております。その結果、夫婦二人の給与所得者の課税最低限は、現行百十五万円から平年度百七十万円と大幅に引き上げられるわけでございます。また、低所得者層に対する給与所得控除につきま、五十万円の定額控除を新設しておるわけ

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

でございます。このような課税最低限の引き上げは、従来の引き上げのテンポに比べまして、まさに画期的な引き上げであると確信をいたしておるわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、諸外国の例をとるまでもございせんが、ちなみに課税最低限につきまして諸外国の例を申し上げてみますと、イギリスは七十九万一千円、西ドイツは八十七万六千円、フランスは百二十六万二千円、最も高いアメリカでも百二十九万円からは税金がかかることになっておるのでございますから、百七十万円まで税金をかけないということが画期的なものであるということは、数字の示すとおりでございます。

また、超過利得税につきましての御言及がございましたが、企業の超過利得の吸収のための措置につきましては、政府も早急に成案を得たいと考えて、せっかく検討いたしておるわけでございませう。与野党の間でも、これが立法化について真摯な努力が傾けられております。野党各党案はすでに公にされております。政府与党たる自由民主党におきましても、鋭意作業を進めておるわけでございませう。私は、この種案件について、国民の期待にこたえ、与野党間に意思の調整が行なわれることに大きな意義を覚えておる次第でございます。

寄付金、政治資金等に対してでございますが、政治資金につきましては、間々申し上げておりますとおり、選挙制度その他の問題と一貫した問題として十分勉強を続けておるわけでございませう。法人の支出する一般の寄付金等につきましても、損金算入の限度が、法人が事業を営んでいく上にはある程度の寄付を行なうことも必要であるとの見地に立って認められておるものでございませう。また政治資金も、これらの寄付金のワクの中から支出をせられておるわけでございませうが、これらを引き下げるとか規制をするとかいうことは

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

現在考えておりません。

【国務大臣(福田起夫)登壇、拍手】

○国務大臣(福田起夫) お答え申し上げます。

辻さんから、重役減税といいますが、高額所得者減税はやめて、その分は大量減税に回したらどうかと、こういうような御所見でございました。私も、実は、この所得税大減税案が初めて発表されて、そうして新聞の論説なんかで解説もされ論評もされておる、そういうことを見ております。これは重役減税じゃないかというように、これがいわれるんです。大蔵省がそんなことをするはずもないと重大な関心を持っておったのですが、はからずも私が大蔵大臣に就任したわけでありませう。そこで、税制調査会等の意見を聞いてみますと、やっぱり初めそういう意見がかなりあったようでございませう。しかし、議論が進んでいくに従いまして、そういうことであつてはならない、事業所得者等の権衡を考へること、また、税率調整というものが多年の懸案であつたこと等々を考へまして、この際中堅以上の所得者につきましても税率調整並びに給与所得控除の恩恵を波及せしむべきであると、圧倒的に多数をもつてそういう結論を出したわけであります。私もよく考へてみると、それもさうだということで、今回御提案を申し上げた次第でございます。

また、政府の減税案にかえまして、税額控除制度を採用したらどうか、こういうお話でございましたが、これはおそろくそれによつて税率の刻みをもう少しきびしくせいと、こういう御意図かと思つてあります。しかし、私どもが検討いたしました結果、今回御提案を申し上げておる税率の刻み、これはまあ各方面の意見を伺つたところでありますけれども、妥当なものである、こういうふうに考へますので、その税率の刻みにつきましてもっと累進率を高くするとか何とかという考へをとる余地はないのじやあるまいか、私はさように考へております。

それから配当生活者につきましての御言及でございますが、これは配当生活者につきましての御言及でございませう。

でございますが、配当所得だけで暮らしておるという人は、おそろく非常に少ないのじやないか、私はさういうふうに思ひます。しかし、かりに配当所得のみで生活しておる人がありとせば、これは辻さん御指摘のよう、三百五十七万円までは課税されない、こういうことになるわけであります。課税最低限が、今回百七十万円になるというのに対して配当所得生活者は優遇され過ぎるじやないか、こういう御意見でございませう。これは、この配当というのに対して一方において法人税がかかる、また所得税がかかる、この二重課税を廃止しようという趣旨に出るものでありまして、これをどういうふうに通してかという問題は、これは法人税、所得税を通じての基本的な問題につながる問題であります。私は、しかしながら、まあちよつと見たところで、いろいろの感觸を与える税制である、そういうふうに思ひまして、税制調査会の中に部会を設けてこの問題についての集中審議をお願いしたい、かように考へておるのであります。

それから土地譲渡所得に対する分離課税優遇税制を即時撤廃せよ、こういうお話でございませう。御指摘のよう、この税制は私が前に大蔵大臣をやつておつたときに創設されたものであります。が、創設した目的は、小口の土地供給を廃止し、大口に土地が供給されるように、つまりこま切れ供給を防止する、それから土地の供給量自体を拡大する、こういうことで住宅政策等の見地から出たわけでございませうが、その目的は私は到達されたと思つております。しかし、御指摘のような他面において問題もあります。そういうふうな考へておりますので、この税制は昭和五十年年度をもって終りたいたしますので、次の通常国会まで十分この対策をつくりまして御審議をお願いしたい、かように考へております。

それから配当課税率が当初の構想三〇%から二%後退した理由はどうだ、こういうお話でございませう。これは利益が少なく配当性向が高い法人

に対しまして配当課税率が四%一挙に上がるといふその影響を配慮して小刻みにした。四十九年度は二%上げる、さらに五十年年度におきまして二%上げ、合計して四%上げにする、こういう考へ方に基づくものでありまして、ますます妥当なところではあるまいか、さように考へております。

それから大企業優遇の租税特別措置の問題でございますが、これは大企業優遇というおことばは私は当たらないと思ひます。これは、大企業といわず、中小企業といわず、あらゆる法人に対してひとしく適用される法律であります。しかしながら、法人税法に對するこれは特例でありますので、これはその特例を設けた趣旨が実現された際におきましてはすみやかに整理改廃すべきである、さうして考へておるわけであります。ううう方向の施策を進めておるわけであります。これが既得権化すると、慢性化するとか、そういうことのないように、毎年毎年見直しを厳重に進めていきたい、かように考へております。

それから個人預金の目減りの問題であります。これはちよつとお話がありましたので計算してみますと、四十八年上期における個人預金の金融機関における残高は、これは五十一兆円になるわけであります。かりに四十八年上期におけるがごとく消費者物価が八・六%上昇いたしました、こういうことになりましたと、四兆四千億円の目減りとなる、こういう計算になります。もつとも利息がつきますから、そういう意味においては目減りも多少少なくなるわけでございませう。けれども、そういう巨額にはなるわけであります。したが、これに對してどういふ対策をとるか、こういうことになりましたと、これは非常にむずかしい問題であります。これを預貯金金利の引き上げによつて対処するかどうかということになります。ば、その財源を一体どうするのだと、こういう問題があるわけであります。金融機関に持たせるといふことになれば、これは貸し出し金利を上げな

ければならぬという問題になり、わが国の金利体系全体を引き上げてしまふ。これが貿易立国であるわが国としてどういふ問題であるか、あるいはインフレ、異常物価高対策としてどういふ問題になるのか、これを考えますと、軽々なことはできない。また、それじゃ政府がその金利差を負担したらいいじゃないかというお話もありまふけれども、これとてもそう巨大なものを政府財政で負担をする、赤字公債を増発してまで、こういうことになりまふと、これがまた物価対策上どういふふうになるかという重大な問題がありまふので、そう、言われるように簡単な問題じゃないのであります。しかしながら、私は、貯蓄者の立場、そういうものを考えるときに、これは何らかの対策を講じなければならぬと、かように存じまふして、金利体系等の均衡、そういうものに配慮をしつつ、できる限りの措置を講じてまいりたい、かように考えております。

最後に、超過利潤税につきまして大蔵省が消極的であるというお話でありましたが、私はこれは消極的じゃございません。こういうような情勢の中で不当な利得をした者に対して税法上におきましても経済的な制裁を加える、これは私は当然なことであると思ふ。そういうような考へ方に立ちまふという案をつくつてみたんです。三つ、四つ、いろいろつくつてみて、その利害得失、適用のしかた、そういうものを検討しました。これは一長一短です。私はきびしい国会の質問等にあたえ得るような自信に満ちた提案をいま申し得るような立場にない。そこで、各党にもお願いいたしまして、何かお知恵はありませんでしようかというのが今日の段階でございます。私は、各党各派でいま検討されてくださつておるようでございますので、その検討の結果を待ちまして、どういふふうにいたしますか、善処をいたしたい。気持ちには私は積極的であると申し上げまふ。

また、社会党案がどうだと、こういうふうなお

昭和四十九年三月六日 参議院会議録第十二号

尋ねてございしますが、超過利潤方式というのは国民感情じゃ非常に合うと。超過利潤、不当にもうけたその金を出せと、こういうんです。ところが、この超過利潤は一体どういふものなんだというその判定の問題になりまふと、非常にこれはむずかしい問題であります。そういうことを考えますと、社会党が提唱されておる付加税方式、まあ累進方式が加味されますが、付加税方式、これは国民感情にはびつたりはこないと思ふんです。みんな一律に法人税を増徴しよう、というんですから、画一的かもしれないけれども、まあ非常に簡素にやっていると、そういう面から見ますと、私は社会党案に対し魅力を感じず、こういう心境でございます。(拍手)

〔国務大臣(齋藤邦吉君) 答へを申し上げまふ〕

低所得者に対する援護につきましては、厚生省としては最も力をいたしておるところでございます。総理大臣からもお答えがございましたが、数字をまじえてお答えを申し上げます。

最低生活の保障であります生活保護につきましては、昨年の四月、一四％引き上げたのでございしますが、その後の物価動向にかんがみ、昨年の十月、五％を引き上げ、すなわち一九％アップとしたわけでございますが、さらに昨年の暮れには、年末一時金として上積みをしてまいりました。明年度におきましては、昭和四十八年度に比較いたしましたら二〇％引き上げると、こういうことで予算を編成し、提案をいたしておるわけでございます。そういうふうなことでございしますが、最近における物価の動向にかんがみまして、四月までのつなぎとして、今回、生活扶助その他につきまして緊急な一時金を支給するということにはいたしましたわけでございます。生活扶助につきましては、家族一人につき二千元というところでございますから、四人家族ですと八千元の上積みをする、さらに、養護老人ホーム等に入っております

れる方々に対しまして、あるいはまた老人、身障、母子、こういうふうな福祉年金を受けておられる方々に対しまして、二千五百円の一時金を支給すると、こういうことにはいたしましたわけでございます。

なお、今後とも私は物価の動向に十分慎重な関心を払いながら臨機応変の措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(町村金五君) 租税特別措置法によりまして地方税が減収するという制度が存在をいたしておるわけでありまふが、この特別措置の中に、地方税においても同様の軽減を行なうことが適当だと考えられるものもありまふと、また、地方税でその影響を回避することが課税技術上きわめて困難だというふうなものもあるわけでありまふ。ただ、一般的には、地方税については、国税の租税特別措置が自動的に地方税に影響するといふことは、可能な限りこれは避けるべきものであると考えております。従来から、できるだけその影響を遮断する措置を講じてきておるところでございますが、なお今後ともこの方向に沿つて努力をしてまいりたいと存じます。それから次に、豪雪積雪地帯などの地域的な生活条件の差異などの個々の事情を地方税制上にしんじやくするといふ問題につきましては、これは言うまでもなくおのづから限界があることでございします。非常にむずかしいものと考えられます。なお、固定資産税につきましては、積雪寒冷地域の家庭は他の地域の家庭に比べて損耗の度合いが大きいので、積雪寒冷地帯として最高二五％までの割増し減価を行なうというふうな配慮を加えておるわけでございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 鈴木一弘君。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、ただい

ま議題となりました租税三法の改正案に対して、一括して総理及び大蔵大臣にお伺いをいたします。いまわが国は、終戦直後に匹敵するような破局的インフレに直面しており、この一年で御覧り物価、消費者物価ともに急上昇し、物価の狂乱状態はついに朝鮮動乱のときを上回る勢いとなっております。田中内閣発足以来、列島改造計画をはじめ、為替政策や財政金融政策の失敗によって、土地投機をはじめ、株式や商品の買い占め、便乗値上げ等を引き起こした政策インフレは、国民生活を破壊し、さらにおそろしいほどの富の逆再分配が起きているのであります。すなわち、インフレによる物価上昇が、持てる者にさらに富を持たせ、持たざる者の富を奪い去つて、所得配分の不公平をますます拡大させ、富める者と貧しき者、強者と弱者の差は急速に拡大され、まともに老人や母子家庭、身障者、生活保護家庭などの経済的に弱い立場の人々を直撃しているものであります。老後の保障や生活防衛の自衛手段として身を削る思いで積み立ててきた預貯金や年金は、インフレで大幅に目減りし減価し、その反面、大企業はその金を低利で借り入れ、ばく大なインフレ利得を得るといふ、いわゆる著しい富の逆再分配が起きているのであります。これらは総理の主張するところの、正直者がばかを見ることのないよう社会的公正を確保するといふことと全く正反對の現象を起しているではありませんか。しかも、大企業は、石油危機に便乗し、先取り値上げや価格操作、売り惜しみ買ひだめ、さらにばく大な利益を隠匿しての脱税など、ぬれ手でアワのぼろもけをしており、まさに許すことはできません。これら不当の暴利を国民消費者に戻させ、さらに巨大な富の逆再分配をどう是正するかということが、当面の税制の最大課題でありまふ。これが、大企業法人がかかえるばく大な土地資産はきわめて安い価格で帳簿上にあられており、それは時価に換算すれば膨大な含み利益となつてはいるはずであります。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

そこで、お尋ねしたい第一点は、これら資産を総洗いして再評価する用意がないかどうかであります。また、当面の臨時措置である超過利得課税については、田中総理が与野党の意見調整を心から期待するとしてきわめて消極的でありましたが、不幸にして意見調整が不調に終わった場合、政府が独自でも実施する決意があるのかどうか。いまや議論の段階ではないと思うが、三月決算に間に合うのかどうか。以上三点について総理の御所見を伺いたいです。

第二の点は、このたびの所得税の減税についてであります。まず指摘したいことは、上厚下薄の減税であることとあります。すなわち年間所得三千万円前後の高額所得者までに累進税率を緩和し、さらに給与所得控除の最高限度額を全廃して今回の改正では青天井にしてしまおうという高額所得優遇のいわゆる重役減税であるということとあります。その結果による試算では、給与所得者の場合、四大家族の標準世帯で年収二百万円の場合、わが四万五千二百円の減税であります。これから見れば、年収二千円の場合には十倍の四十五万二千円なるわけでありまして、二千円円の年収では、なんと二百一十二万二千円の大減税となっております。高額所得者は青天井知らず減税額は上昇することになっております。このようにな野放し青天井でなく、最高限度額を設け、あるいは逆に一千万円以上の高額所得に対しては累進税率を強化するなどの措置が当然必要と思ふけれども、大蔵大臣の所感はいかがでございますか。

次に、人的控除についてもお尋ねいたします。総理府の統計局で発表された昭和四十八年度の全国勤労世帯の家計調査報告によると、一世帯の消費支出は月に十一万七千円であり、年間では百四十万四千円となっております。いま四十九年度の物価上昇に伴う支出増をかりに三〇%と単純に計算をいたしても、消費支出は年百八十二万円となり、月平均約十五万円となってまいります。今回の改正では、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

れ引き上げて二十四万円としておりますが、これを四大家族に当てはめればわが九十六万円であり、この九十六万円が生計費に見合う額とすれば、月わずかに八万円ということになるわけでありまして、これを見て、いかに総理府の家計調査の生計費と比較して著しくかけ離れているかがわかるのであります。一体この程度の人的控除の引き上げがはたして生活実態として妥当だとお考えなのでしょいか、政府の本意をお伺いいたしたいのであります。

さらに、今日のわが国の所得税制の最大課題となつてゐる総合課税、累進課税等の基本点についてお尋ねを申し上げます。

今回の所得税改正案による課税最低限は、四大家族標準世帯の勤労所得者では初年度で年収約百五十万円に対し、配当所得者では三百五十七万円となつており、その格差は実に二百七十七万円に拡大され、資産所得や高額所得者の税率が不当に低く押えられ、著しく優遇されております。

また、さらに特筆しなければならぬ点は、四十四年の土地譲渡所得にかかる分離課税の特例であります。その結果は、租税負担公平の原則を著しくゆがめ、数々の土地成金長者を生み出し、土地は放出されたが肝心の庶民大衆の手には届かず、結果的には不動産業者や土地ブローカーに買い占められて、彼らのふところを肥やしにすぎず、逆に税金は地価に上乗せされて買い主に転嫁される始末と相なつたのであります。

以上の諸点は、税制の基本である総合累進構造を著しく歪曲、形骸化させ、税制の持つ所得再配分の機能を減殺するものであります。総理はこの点をどういふように考えられているのか、お伺いしたいのであります。

第三点は、法人税及び租税特別措置についてであります。

いまさら指摘するまでもなく、わが国の法人税及び租税特別措置法には数々の大企業優遇のため

にその類例を見ない数多くの恩典、特例を規定して、わが国の税制上に大きな弊害と汚点を残しております。申すまでもなく、わが国の法人税率は諸外国と比較してもきわめて低く、今回の改正では基本税率を四〇%まで引き上げて、その実効税率は五〇%近くになると政府は主張しております。しかし、これは単なる数字の上だけの税率であつて、実際は数々の特別措置によつて、大企業になるほどこの数字とはかけ離れた二〇ないし三〇%というはなはだ軽いものになつてゐるのが事実であります。すなわち、大企業、大法人は、数々の引き当て金、準備金、特別償却制度等の措置によつて大幅な課税の軽減がなされておられ、さらに、支払い配当の軽減、受け取り配当の益金不算入制度など、中小零細企業には遠く及ばぬ数多くの優遇措置であります。

今回の改正では、石油危機の発生で極度の不況が来るといふ前宣伝で財界や産業界に踊らされ、基本税率などのわずかな手直しにとどめて、結局は中途はんばな改正に終わつてゐるのであります。政府が本気で経済政策の転換と発想の転換を主張するのであれば、わが党の主張することく、この際、基本税率を四二%以上にし、さらに累進課税にするなどの措置をするべきであると思ひますが、政府の御見解を伺いたしたいのであります。

次に、交際費課税についてであります。四十七年度の交際費支出総額は一兆三千二百五十五億円という膨大な額に達しており、毎年の交際費の激増は目に余るものがあります。しかるに、今回の改正案では、若干の手直しがなされておりますが、決して総需要の抑制のための社用消費節減というにはほど遠く、いまさら中小企業への配慮を大義名分にして大企業の交際費削減を回避する理由に全く成り立っておりません。現在のようなくとも、大企業の社用消費を大幅に削減する好機であると考え、さらに一段と改善する用意があるかどうかをお伺いいたしたいのであります。

最後に、大蔵大臣に、国税当局の税務調査について伺いたいです。

企業の三月決算期を迎える今日、石油危機に乗じて得たばく大な利益をいかに隠匿していかか、あるいは、いま立法化が予定されている超過利得税をどううまく逃げるかと、大手商社や石油関連企業は、利益操作、経理操作に頭を悩めてゐる最中と思ふのであります。国税庁は、特別体制をしいて、三月決算前に事前調査を行なうと聞いておりますが、各種の引き当て金、準備金、減価償却制度などによる利益操作や利益の隠匿、すなわち逆粉飾決算に対し、国民の期待にこたえられるようなきびしいチェックとその結果が得られるかどうか、また、その結果について可能な限りにおいて国会に報告ができるかどうか、その決意をお伺ひして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(田中角栄) 鈴木一弘君に答へをいたしました。〕

まず第一番目は、法人所有地の再評価についての御発言についてでございますが、法人の現に保有する土地につきまして再評価をさせ、その評価益に課税せよという趣旨だと存じますが、最近において投機目的のために取得した土地には税負担が相対的に低く、古くから保有して本来の事業の用に供してゐる土地ほど税負担が重くなる等の種々の困難な問題がございまして、現在まで勉強はいたしました。これを実行する考えはございません。

第二は、超過利得税についてでございますが、先ほどもお答えをいたしましたとおり、この問題につきましては野党各党の案が発表せられており、自民党の案も近々本ざまりになると思ふわけでございます。これを議員立法にするか、あるいは政府提案とするかというような問題を考える前に、まずその内容をどうすればよいのかについて与野党間で精力的に意見調整が行なわれることを期待しておるのであります。

分離課税についての御所論に対して申し上げますが、所得税の基本が総合課税にありまことは、御指摘のとおり、申すまでもないこととされていますが、各種の政策的要請から総合課税とされているものがあることもまた事実でございます。たとえば利子や配当につきまして、貯蓄の奨励、個人株主の育成という見地から、納税者の選択によって分離課税とすることが認められておるわけでありま。また、土地の譲渡所得に対する分離課税等につきましては、税制調査会の答申も明確に指摘をいたしておりますように、税負担の公平を犠牲にしても土地供給の促進をはかることが必要であるとの判断のもとに創設をせられたものでございます。

残余の問題については、関係閣僚からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣福田雄三氏登壇、拍手〕

○国務大臣(福田雄三氏) お答え申し上げます。

まず第一は、今回の税制改正、所得税改正案が上厚下薄である、この際、給与所得控除の最高限度の廃止、また高額所得に対する累進税率の緩和、こういうものを是正すべしと、こういうような御意見でございますが、これは先ほども申し上げたところでございしますが、さような御意見もあり得ると思っております。税制調査会におきましても、最初さような意見をされる人もかなりおつたやうであります。しかし、諸外国の状況、また給与所得と資産所得などの税負担のバランスの問題、また事業所得と所得税との権衡の問題、また今日の累進税率が長きにわたって据え置かれておると、そのよって来たところのひずみをどうするかというところが相当議論されておつたわけでありま。また、この大減税をする際にこの問題を解決しないわけにはいかぬじゃないかという圧倒的な多数の方の御意見がまゝりまして政府に答申をされたわけでは、政府は、そういう答申を尊重いたしまして、今回所得税改正案を御提案いたしておるわけでありま。

それからもう一つは、鈴木さんから所得税の人的控除は少し引き上げ足りないのではあるまいか、生活実態と食い違いがあるのじゃないかというお話でございますが、これは、今回とにかく扶養控除を十六万円から二十四万円に引き上げる、また基礎控除、配偶者控除を二十一万円から二十四万円に引き上げる、これはかなり思い切つた引き上げであります。したがって、課税最低限は給与所得者におきまして百五十万円から百七十五万円に引き上げられると、こういうことになるわけでありまして、まあ精一ぱいのことだと、こういうふうに考えますが、これでもおしかりを受けるというところは残念でございます。

それから法人税率を四二%に引き上げよという御所見でございますが、今回の四〇%引き上げ案は、これは地方税を含めての法人の実効税率から言ひまして大体国際水準ということに相なるのでありまして、まず妥当なところではあるまいか。鈴木さんは、特別措置があるから日本の法人の実効負担はもと低いのじゃないかというお話でありま。それは特別措置の問題であります。

それから交際費課税をさらに強化せよとのお話でございますが、交際費はこれはまあ企業の営業のために必要なものである。その営業を執行するための交際費をどうするかということは、これは企業のモラルの問題なんです。これを税制でどうこうということ、これはまあなかなかむずかしい問題であります。まあ税制の運用におきましても補完的な役割りはなし得ると、かように考えておるのであります。損金算入限度の資本金基準の引き上げ、今回多少の交際費課税の強化を御提案を申し上げておるわけでございます。

わけでありま。

それからもう一つは、鈴木さんから所得税の人的控除は少し引き上げ足りないのではあるまいか、生活実態と食い違いがあるのじゃないかというお話でございますが、これは、今回とにかく扶養控除を十六万円から二十四万円に引き上げる、また基礎控除、配偶者控除を二十一万円から二十四万円に引き上げる、これはかなり思い切つた引き上げであります。したがって、課税最低限は給与所得者におきまして百五十万円から百七十五万円に引き上げられると、こういうことになるわけでありまして、まあ精一ぱいのことだと、こういうふうに考えますが、これでもおしかりを受けるというところは残念でございます。

それから法人税率を四二%に引き上げよという御所見でございますが、今回の四〇%引き上げ案は、これは地方税を含めての法人の実効税率から言ひまして大体国際水準ということに相なるのでありまして、まず妥当なところではあるまいか。鈴木さんは、特別措置があるから日本の法人の実効負担はもと低いのじゃないかというお話でありま。それは特別措置の問題であります。

それから交際費課税をさらに強化せよとのお話でございますが、交際費はこれはまあ企業の営業のために必要なものである。その営業を執行するための交際費をどうするかということは、これは企業のモラルの問題なんです。これを税制でどうこうということ、これはまあなかなかむずかしい問題であります。まあ税制の運用におきましても補完的な役割りはなし得ると、かように考えておるのであります。損金算入限度の資本金基準の引き上げ、今回多少の交際費課税の強化を御提案を申し上げておるわけでございます。

それから三月期決算の企業に対し税務調査を厳格にせよと、こういうお話でございますが、これはごもつともなお話だと思ひます。まあ世間伝えられるところによりますると、減価償却の方法を

変えるとか何とかして三月期決算の利益金を隠すと、こういう工作が行なわれているというやうなことでございしますが、さような意図をもちまして減価償却方法を変更するなど、利益操作を行なうことに對しましては、嚴重にこれに對処いたします。たとえば減価償却の変更等につきましては、これはもう認めない。もしもやむを得ない事情がありまして認めなければならぬというやうな場合におきましても、これはもう国税局長で専決するわけにはいかぬ、国税庁長官まで上申をいたしましてその指示を待たなければならぬと、こういうふうに考えておるのであります。また、価格が非常に上昇した暮れからのあの状態、その中には法人でかなりの収益、所得をあげたものがあります。そういうものにつきましては、優先的にかつ重点的に調査を嚴重に実行するということををはっきり申し上げさせていただきます。(拍手)

主として税の構造の見直しに基づく修正であり、すなわち税制調査会の答申が示すごとく、中高所得階層について税負担の軽減度合いを大きくした結果にほかなりません。もちろん、高額所得者から減税しなくてもよいという理屈はありま。しかし、問題は、そのやうな税の構造の手直しを特にいま急いでやる必要があつたのだからかという点であります。物価の逆進性から考えて、高額所得者の方がより物価上昇の圧力を受けることが少ないと想像することは許されるのでありま。したがって、税構造の見直しなどという仕事は、物価が落ちついてからゆつくりと取りかかればよろしいと思ひます。それにもかかわらず、この物価戦争の最中であつて、総需要抑制への悪影響をおかしてまで、なぜ高額所得者により多くの減税を振り向けたのか、理解に苦しむと言わざるを得ません。これを減税額で見れば、年収百五十万円の標準世帯の減税額が二万六千五百十四円であるのに対し、年収二百万円ではその二・一倍、年収三百万円では四・三倍、五百万円では実に十一・一倍、二十九万五千四百六十五円の減税であります。そしてこのやうな結果を生んだ税構造の見直し作業について、税制調査会の答申では、全面的な見直しを行なう機会、現実問題としては低所得層の負担を大幅に軽減する場合に限られることになろうと述べております。すなわち、これはいわゆる二兆円減税構想が絶好の機会となつたことを暗に指摘しているわけでありま。しかし、これでは悪乗り以外の何ものでもないではございせんか。結局、周到な準備もなしに二兆円減税構想を見切り発車させたのがここにも出ていると思ひますが、総理の御見解をお伺ひしたいと思います。

○議長(河野謙三君) 栗林卓司君。

〔栗林卓司君登壇、拍手〕

○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部改正案に対し、総理並びに閣僚大臣にお尋ねをいたしまし。

今日、最大の課題がいわゆる狂乱物価の鎮静にあることは申すまでもありません。そこで、まず総理に、総需要の抑制と今回の大幅な所得税減税との関係について、どのような見通しと対策をお持ちなのか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

〔議長退席、副議長着席〕
もつとも、かりに物価対策に支障が出たとしても、この減税案が生活物資の値上りに苦しむ国民に對して特に心を配つた内容であるなら、十分説得力を持つと言へると思ひます。しかし、問題はその内容であります。初年度一兆四千五百億円の減税のうち、だれにでも当たる人的控除等の引き上げ分は四千六十億円で、全体の二八%にすぎません。残りの七二%、一兆四百四十億円は

主として税の構造の見直しに基づく修正であり、すなわち税制調査会の答申が示すごとく、中高所得階層について税負担の軽減度合いを大きくした結果にほかなりません。もちろん、高額所得者から減税しなくてもよいという理屈はありま。しかし、問題は、そのやうな税の構造の手直しを特にいま急いでやる必要があつたのだからかという点であります。物価の逆進性から考えて、高額所得者の方がより物価上昇の圧力を受けることが少ないと想像することは許されるのでありま。したがって、税構造の見直しなどという仕事は、物価が落ちついてからゆつくりと取りかかればよろしいと思ひます。それにもかかわらず、この物価戦争の最中であつて、総需要抑制への悪影響をおかしてまで、なぜ高額所得者により多くの減税を振り向けたのか、理解に苦しむと言わざるを得ません。これを減税額で見れば、年収百五十万円の標準世帯の減税額が二万六千五百十四円であるのに対し、年収二百万円ではその二・一倍、年収三百万円では四・三倍、五百万円では実に十一・一倍、二十九万五千四百六十五円の減税であります。そしてこのやうな結果を生んだ税構造の見直し作業について、税制調査会の答申では、全面的な見直しを行なう機会、現実問題としては低所得層の負担を大幅に軽減する場合に限られることになろうと述べております。すなわち、これはいわゆる二兆円減税構想が絶好の機会となつたことを暗に指摘しているわけでありま。しかし、これでは悪乗り以外の何ものでもないではございせんか。結局、周到な準備もなしに二兆円減税構想を見切り発車させたのがここにも出ていると思ひますが、総理の御見解をお伺ひしたいと思います。

また、この重大な時期に、なぜ物価への悪影響をおかしてまであえて高額所得者に配慮した理由、また、税の構造の見直しをするとならば、利子配当の分離課税、有価証券のキャピタルゲイン非課税、土地譲渡益の軽減等の措置がなぜ温存されるべきか、減価償却の方法を

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

れ、何一つ改善、改正を行なわなかったのか、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

また、物価と減税の関係について、一言つけ加えてお伺いをいたします。

昭和四十七年の調査でも、給与所得者のうち、所得税を納税している者は八七・一％であり、約一三％の人たちは納税するに足りる給与水準に達していません。納税していないわけですから、物価が幾ら上がったとしても減税による救済はありません。したがって、もともと減税は物価上昇の救済策としては限界があると言わざるを得ません。この意味で、本筋の対策としては賃金水準の引き上げに帰着せざるを得ません。ここで必要なことは、正常な賃金上昇が可能であり、かつ大企業と中小企業の賃金格差の解消が可能であるような経済環境、雇用環境をどう整備するかであります。そしてこれは政府がその一翼をになうべき課題だと言わなければなりません。では、この分野の問題について総理はどのような産業経済政策で臨んでいかれようとするのか、お伺いをいたします。

また、同様の理由で、貯金の目減り対策も本筋の対策だと思えます。この点に関して、一、今回の減税案ははたして適正な規模であったのか。二、いわゆる二兆円減税に取り組むゆとりがあるぐらいなら、財形貯蓄について政府支出の増加を裏づけとした飛躍的な充実が可能であったのではないのか。三、同様に、高金利付の安定国債を発行し、これを凍結して総需要抑制をはかるとともに、貯蓄の目減りを救済する道を講ずべきではなかったのか。以上三点について大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、租税特別措置を含めた法人税関係についてお尋ねをいたします。

従来から、法人の配当課税制度については、自己資本充実の役割をほとんど果たしてこなかったにもかかわらず、その変更による影響が個別企業によって異なること、あるいはその廃止が税負担の激変をもたらすという理由で温存されてまいり

ました。しかし、いまや状況は大きく変わり、いわゆる便乗値上げのもとにあつて、激変しているのは税負担ではなく企業の利潤そのものであるとす。したがって、この際、思い切つて配当課税制度の廃止に踏み切る絶好の機会だと思ひますが、いかがですか。

また、法人税の基本税率についても、政府は国際比較を一つの根拠として四〇％の妥当性を主張されているようであります。しかし、企業会計の基準も、諸特別措置の実態も、決して一様ではありません。しかも、わが国において従来から企業に手厚い租税特別措置が講じられてきたことを考えると、法人税の基本税率はさらに引き上げてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか、大蔵大臣にお伺いをいたします。

また、法人関係の税制について、従来から、政府提案に先立って、産業界の代表との緊密な打ち合わせが重ねられてまいりました。その間にあつても、政府が主張を取り下げ、産業界の意向をくむ例も少なくないといつております。もちろん私は、この打ち合わせ自体を悪いと言つても多分の意見は聞くべきであります。しかし、では所得税に関しましては、労働組合をはじめ、給与所得者が構成する団体が数多くありながら、なぜ事前の打ち合わせの機会に恵まれなないのであるのでしょうか。経営者との相談が済んだ法人税の提案と、あてがいがぶちの所得税の提案とのきわ立つた違いについて、総理の御見解を伺いたいと思ひます。そしてこの問題を解消する道は、政府が国会の審議を通じて常に修正する決意を持ち、その慣行をつくることだと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

最後に、自動車関係諸税の増税について、総理並びに大蔵、運輸両大臣にお尋ねをいたします。よく自動車から税金を取るといふ表現がされます。しかし、自動車は税金を払えるはずはあります。払うのはあくまでも自動車を利用している

国民であります。では、今回の増税はどのような所得階層の国民から取ることになるのか、また、その人たちはどんな自動車の使い方をしているか、承知しておいでになるのか、総理に伺いたいと思ひます。

昭和四十八年のある調査によると、勤労世帯の乗用車保有台数は六百六十一万台となつております。そのうち年収百万円未満が一％、年収百万円以上百万六十万円未満が三九％、すなわち今回政府が提案した課税最低限百万七十万円未満の世帯が約半分を占めております。では、何の目的で使つていのかといへば、そのおもなものは通勤であり、買入れものであり、家族の移動であります。現在スバルがどのよう切実な必要性を意味しているかは多くを申し上げる必要はないと思ひます。自動車を持つたらずに雨の中をからかさをして歩いていくというには、あまりにもみじめな交通環境、都市環境しか存在していません。

また、われわれは、物資の流通において配達という方法があることを当然のこととして受け取つてまいりました。しかし、これは個別輸送の問題であり、面の交通の問題であります。公的大量輸送機関で代替し得る分野ではありません。また、配達では料金が高いから直接買いにいこうとなれば、そこにまた面の交通が発生いたします。そしてこの交通手段の役割りを果たしてきたものが自動車であり、その結果、自動車は国民生活に深く食い込んだ存在となるに至つたといふことであります。すなわち言い換えれば、面の交通、あるいは個別輸送に対する社会的需要が存在する限り、また、この需要を効果的に解決する総合交通体系が開発され、定着されない限り、自動車関係諸税の増税は、国民いじめ、弱者いじめに終わるしかないのであります。ある国では、乗用車にかかわる交通手段の開発育成の方法として、無料バスの運行を試みていたといわれます。しかし、わが国では常に増税のみが前面に出てまいりま

す。しかし、自動車の利用抑制を税のみにたよるやり方が正しい政策のあり方かどうか、総理に伺いたいと思ひます。

しかも、その税負担は、かりに六十万円の手を購入したと仮定した場合、初年度で十六万九千円、六年間分を通算すればほぼ自動車の購入価格に匹敵する五十九万四千円に達し、しかも、その税の種類は八種類に及んでおります。加えて今回の増税案によつてさらに追加される税負担は、初年度で三万円をこえるものであります。この重税もさることながら、八種類にも及ぶ自動車関係諸税を一体的になつたら整理をされるのか。また、通勤、買入れもの、配達といった個別の面の交通手段として、政府は今後具体的にどんな対策を用意していくのか。また、その前提として、懸案の総合交通体系をいつまでにどのような手続で策定される予定なのか。自動車を所有する勤労世帯のうち約半数が年収百万七十万円未満であり、その周囲には劣悪な交通環境、都市環境が横たわつていて、これを重ねて強調しながら、大蔵大臣並びに運輸大臣にお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 栗林早司君にお答えをいたします。

第一は、大幅所得減税が総需要抑制に及ぼす影響はどうかということでございます。所得減税によりまして個人所得がふえ、消費支出が増加することになれば、総需要抑制の見地から問題があるとの議論が存在することは、私も承知をいたしております。しかし、最近の物価情勢にもかんがみ、可能な限り所得税負担の軽減、適正化をはかることが国民の期待にこたへるゆゑであると考え、大幅減税に踏み切つたものであります。また、所得減税は高額所得者に手厚いのではないかと趣旨でございまして、来年度の所得減税は、給与所得者の負担軽減を中心とし、給与所得控除の抜本的拡充に重点を置き、あわせて人的控除の引き上げと税率の緩和を行なうこととい

たしたわけでございます。この結果、標準世帯の課税最低限は現行百十五万円から百七十五万円に、また、独身の給与所得者の課税最低限も四十五万円から七十五万円へと大幅に引き上げられたわけでございます。

なお、中間層や高所得者までに対して税率緩和を行なったことに対しての御言及がございましたが、所得税の中における税率は正の必要性は過去毎年議論をされてきたことは御承知のとおりでございます。特に非常に初任給が安いときに職業につき、それで人生三十五歳ぐらいから五十五歳ぐらいまでの間であつて、親もあり、また、子供も全部学校に通わなければならぬ、人生において最も大きな支出や負担をしいられる、この避けがたい国民の中堅となるべき層に対してもっと効率的な減税を行なうべきである、こういう議論は毎年行なわれてきたわけでございますが、しかし、乏しい財源の中で効率的な減税を行なうということになる、やはり低所得者中心ということで、課税最低限の引き上げに重点を置かざるを得なかったことは、過去の歴史が示すとおりでございます。しかし、先ほどもお答えを申し上げましたように、今年度の減税というものは過去の減税と違ひまして、課税最低限の引き上げは、イギリスや西ドイツの約二倍以上に引き上げられるわけでございます。また、フランスよりも四十五万円、世界で最も裕福だといわれているアメリカよりも四十万円も課税最低限が引き上げられるという、大幅な思い切った減税政策を断行するときでありますので、多年懸案であつた中堅層に対しての税率緩和を行なうべきであるということは、これはほんとうに一つの好機として税制調査会でも指摘をされたわけでございます。

す。これらは税の本質的な問題でもございますし、これは他の目的——自己資本の拡充とか、また、日本人自体のほんとうに働く意欲というものを助長するためには税制上どうすべきであるかというような問題もございまして。しかし、そういう問題をすべて税制の中で、税理論の中で画一、一律的にこれを行なうということは無理があるわけでございまして。ですから、国民の英知や努力というものを国民全体の水準を上げるために大いに奨励するとともに、弊害があれば、これらのものに対しては大いに努力をしようか、これに相対税率を引き上げるとかその他というバランスをとる道はあるわけでございます。画一、一律的な税制を行なうことによつて国民政策に通ずるような税制は厳に避けなければならぬ、これはもう当然のことでございます。また、多年議論せられた国民的課題を少なくとも今度の税制改正において手をつけたという点では、シャウプ税制以来、戦後足かけ三十年、初めての税制の大改革である、このことは事実だと思つてございまして、そのような角度と立場から今度の税制改正を御批判、評価をいただければ幸いだと考えるわけでございます。

賃金水準の引き上げ等についての御指摘がございましたが、わが国の賃金水準は高い経済成長にささえられて他国に比べて最高の伸びを示しておることは御承知のとおりでございます。七三年におきましては、一時間当たりの名目賃金は、イタリア、フランス、イギリスを追い越し、西ドイツの約三分の二、アメリカの二分の一以上の水準に達しておるわけでございます。今後とも賃金格差を縮小させていくためには、基本的には後進部門の経済力を高めることが必要でありますとともに、労働政策の面でも労働市場機構の整備充実をし、労働力の流動性を高め、需給関係のアンバランスの是正につとめることが必要であると考えておるのでございます。特に中小企業などの低生産性部門における賃金の改善につきましましては、生産性向上

のための総合的施策を進めましますとともに、労働面においては、実効ある最低賃金制の拡充、近代的労働管理の推進等をはかつてまいる所存でございます。しかしながら、現在の非常事態のもとにあつて、しかも高度成長から安定成長への政策転換期にあつて、賃金の引き上げも国民経済の成長に伴つてみずから節度あるものでなければならぬことは言うまでもないと考えておるわけであります。

それから税制改正は民意を反映させるべしという御所論でございますが、今回の税制改正案は、政府・与党において鋭意検討を行なつたばかりではなく、各界の学識経験者で構成される税制調査会において十分議論を尽くし、その答申を得て作成せられたものであり、広く国民各層の意見を反映したものと考えておるのであります。もちろん国会において十分審議を尽くされることを心から期待いたしておるわけでございます。

自動車関係諸税についてのお話がございましたが、いま栗林さんが御指摘になつたような見方もございます。しかし、狭い日本でございますし、燃料は全部外国から入るべきやらないという状況でございます。年々三百万台ないし三百五十万台も車がふえ、列島改造論では昭和六十年に三千九百万台ないし四千百万台になるかもしれないと言つておられますが、六十年を待たず、このような状態では五十五年には四千万台になんたんとするものが現状でございます。こういうような現状に対しては各国はどういうふうにしておるかという、御指摘のように総合交通体系の中でこれを吸収しておるわけでございます。そういう意味では、自動車は近距離通勤用に、鉄道は中距離通勤用に、長距離は海運にということをお国がとつておるわけでございまして、四面海で囲まれておる日本、南北に列島形態をなしておる日本としては、各国に先がけてこのような総合交通体系をとらざるを得ないことは申すまでもありません。ところが、なかなかそのような合理性が貫徹できなかったのが現状でございます。おそまきながら政府は交通の総合体系ということにいま着手しておるわけでございます。総合交通体系を進めるためには税が有力な手段として誘導税制、禁止税制等に使われておることは、先進工業国の例に見られるとおりでございます。そういう意味で、ガソリン税が目的税となり、自動車トーン税が新設せられた経緯がございまして、これらの問題は、ただ一面に税理論の上だけではなく、日本の持つ地形地勢上の特殊性、そして総合交通体系の中でしかも財源確保という面から応益負担を置きながら国民的な課題を解決するという一つの有力な手段であるという点で、税制調査会の答申も待たながら、道路財源の充実、利用者負担の適正、また資源の節約、消費抑制という面からかかる税制の改正案を御提示申し上げたわけでございますので、広い意味からの御判断をお願いしたいと考えておるわけであります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫) ます、いわゆる二兆円減税というのは妥当な幅のものであるかと、こういうふうなお尋ねであり、なお、それに関連いたしまして、財形貯蓄を拡充強化せよと、こういうお話でございますが、まあ、理論上は、こういう異常な物価高の際に減税をする、こういうことは物価対策と相反すると、こういうことも言えるわけであります。しかしながら、この減税計画が持ち出されてもうすでに久しいわけです。国民も非常な期待をしておる。こういうふうな状態でありまします。この計画は完全に実施すべきものである、かように決意をいたしたわけであります。しかし、それに伴う理論上の提起される問題点はこれを解決しなかならぬということから、お話のありましたように、財形貯蓄制度を拡充する、税額控除の率を引き上げますとか、あるいは財形貯蓄をした者に対してかなり思い切つた多額の融資をするというふうなことを考えますとか、いろいろなことを考えまして、この減税計画がこ

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

の物価高に対して悪影響がないように配慮をいたしておるのであります。まあ財形貯蓄ばかりじゃございません、預金金利の引き上げの問題でありますとか、割増し金付預金制度の創設の問題でありますとか、いろいろの貯蓄手段を考えておるのであります。

なお、国債につきましても、この際、高金利の特別国債を発行いたしまして過剰流動資金を吸収すべしと、かようなお話でございますけれども、それはまあ一応そういう考え方もできるわけでありまして、そういうことを言う人がたいへんおります。しかし、そういう特殊な国債を発行するということが相なりますれば、ほかの国債はこれは売れないこととなります。また、ほかの社債だ、証券だ、これも売れないと、こういうようなことになり、特別の金利の国債という考え方はなかなかこれはとりくに思ひます。これは一般的に何とかして預貯金者、そういう方々の立場を保護するといふふうなことをするほかはないのじゃあるまいか、かように考えております。

次に、利子配当の分離課税、有価証券キャピタルゲイン非課税、土地譲渡益に対する軽減措置を改めよと、こういうお話でございます。御趣旨のほどはよくわかりますが、利子配当の分離課税につきましては、五十年にその期限の期限が到来するわけでありまして、それ以前に十分検討いたしたい。また、有価証券キャピタルゲインの非課税の問題につきましては、これは株式の売買につきましても、もうけた場合につきましては課税問題が起るのですが、損をした場合に一体どうするか、こういう問題もありまして、また、そのほか、一体売買の損益をどういふふうに捕捉するかという問題もありまして、なかなか困難な問題でございますが、しかし検討は続けてみたいと、かように考えております。

土地譲渡益に対する分離課税廃止の御意見でございますが、これは先ほどもお答え申し上げたのですが、私がこの制度を創設する当時ねらいとい

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

たしました土地のこま切れ放出の阻止、そういう目的を私は十分達したと思ふんです。しかしながら、一方におきまして、その制度に乗りまして土地を買った人がいわゆる売り惜しみをしておる、こういうような問題もありませんので、この問題をどうするか、これも五十年には期限が到来いたすのでありますので、十分検討いたしまして、次の通常国会において御審議をお願いしたい、かように考えております。

法人税の基本税率をもっと引き上げよ、こういうお話であります。これは先ほど重ねて答弁をいたしたところでありますが、まず四〇%に引き上げて、それで実効税率といたしますと五〇%になる、まずまず妥当なところではあるまいか、さように考えておるわけでありまして、

また、大法人に対する配当軽減制度を廃止せよと、こういうお話でございます。これは御趣旨は私はよく理解できるのであります。現在の法人税制というものが、お話し配当軽減制度、法人の受け取り配当益金不算入制度、配当控除制度、こういうものと不可分の関係にありまして、いわば法人税体系の根幹をなす問題である、かようなことでありますので、直ちにこれを廃止するといふことはこれは困難でございますが、しかし、御趣旨のほどはよくわかりますので、これは税制調査会に専門的な部門を設けてひとつ検討をお願いをいたしたい、かように考えておる次第でございます。

それから最後であります。自動車関係税制を整理簡素化せよというお話、私も気持ちいいし、ましては全く同様に思ひます。とにかく自動車関係諸税九税目もある、こういうような状態でございますが、なぜそういうように税目が非常に複雑になっておるかという点、これは課税態様の担税力にふさわしい負担という理論的な考え方からそういうふうに分かれちゃうという一面と、課税主体が国、都道府県、また市町村というふうに一

本化されておらぬという点にあるわけなのであり

ます。しかし、これは感じといたしまして栗林さんがそうお考えになるのは、私はもう理解できません。何とかして簡素化のほうを努力しなければならぬと、かように存じますので、そういう検討をいたしたい、かように存じます。

〔国務大臣徳永正利君登壇、拍手〕

○国務大臣(徳永正利君) 御質問の配当、買入も、通動等の輸送目的に対応する交通手段としましては、もちろん地域により異なるものと考えられますけれども、一般的には、買入も、通動等につきましても、都市地域では鉄道あるいはバス等の公共交通機関が主体となり、過疎地帯においてはバス、乗用車など道路輸送を主として、場合により鉄道が使用されることが、資源エネルギーの適正配分の点からも、環境保護の点からも見まして適切であると考えております。また、小口配達につきましてもトラック利用が主体となっておりまして、共同配達等について今後積極的に検討いたしまして、輸送の効率を高めるよう誘導してまいりたいと思ひます。

なお、総合交通体系につきましては、総理から御答弁がございましたが、現在の総合交通体系の考え方は、運輸政策審議会において約二年にわたる慎重審議の結果、昭和四十六年七月、その答申を得たものであります。また、これと前後して、政府においても臨時総合交通問題閣僚協議会が設置され、関係各省の意見調整を経て、総合交通体系についての基本的な考え方の指針が作成されたのは御案内のとおりでございます。将来の総合交通体系につきましては、特にエネルギー資源等の供給に制約があるという点及び環境の保全についてさらに一段の努力をすべきものであるという点に考慮を払う必要があるかと考えております。したがって、新しい総合交通体系の具体化につきましては、経済全般の長期的展望の見通し等の推移を見守りつつ、慎重に対処してまいる所存でございます。(拍手)

○副議長(森八三二君) 渡辺武君。

〔渡辺武君登壇、拍手〕

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

いま、物価狂乱、いわゆる物不足によって、老人世帯、母子、生活保護世帯などはもとより、一般国民の暮らしはひどい危機に見舞われております。ところが、その反面、売り惜しみ、買い占め、大幅値上げなど、悪の限りを尽くした大企業、大商店の横暴をきびしく抑え、悪性インフレーションの被害を一番強く受けている国民の生活安定のための緊急の措置を断行することでありまして、これは、税制についても例外ではありません。ところが、今回、政府が宣伝している空前の規模の減税なるものは、一般国民にはかえって重税を押しつけ、社長、重役など高額所得者ほど大幅な減税となるだけではなく、荒かせぎをしている大企業に対しては租税特別措置その他による特権的減税をさらに広げようとするものであります。たとえば、今回の所得税減税は、低額な給与所得者や零細な事業所得者が強く求めていた基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除の引き上げは、四大家族でわずかに九十六万円までにとどめ、給与所得控除の従来あった七十六万円の上限を取り払って、高額所得者を優遇するといふものであります。このため、四大家族年収百五十万円の人には二万九千四百七十八円、一日当たりわずか八十円の減税にしかならず、この物価暴騰のうちに最低生活を守るために必要な賃上げをすればたちまち税が重くなるというものであります。ところが、年収五百万円の人には二十四万二千四百二十七円、年収一千万円の高額所得者は実に九十一万一千四百五十円の大減税となるのであります。わが党は、このような重役減税ではなく、何よりも人的控除で四大家族の課税最低限を二百万円に

し、住民税、個人事業税の課税最低限も所得税に準じて大幅に引き上げ、また、障害者、特別障害者、高齢者、寡婦、勤労学生などの特別控除も政府案のようにわずかなものではなく大幅に引き上げ、いままそ生活費非課税の原則をきびしく守って、最も苦しめられている所得の低い人たちの生活困難を解決する一助にすべきであると思ひます。総理並びに関係大臣の見解を伺ひます。

次に、入場税の問題であります。この税制が文化芸術をいかに奨励した戦時課税の引き継ぎであることは、あらためて指摘するまでもありません。政府は、F4EJファントム戦闘機五機の購入をやめれば解消できる百十億円の入場税で国民の文化活動を圧迫して恥ずかしいのですか。政府は、懸案となつてゐる映画、演劇、音楽、舞踊についての入場税をいままそ撤廃すべきであります。

また、政府は、母親たちが子供の文化的教養のためにわずかなお金を出し合つて運営している団体であり、文部省もいまま社会教育団体と認定し、地方公共団体からも補助金を出している団体である福岡子ども劇場などに多額の入場税をかけております。政府は、全国の子ども劇場、親子劇場など、社会教育団体の活動に対する入場税は直ちに非課税とすべきであります。政府の見解をたゞします。

次に重要なのは法人税であります。今回の法人税率引き上げ措置は、あまりにも低かつた税率を昭和三十年の水準に戻したにすぎません。しかも、四〇％の比例税であるため、現在、異常な暴利をむさばる大企業の反社会的行為を規制するには効果の薄いものであります。大企業が国民生活を踏みにじつて暴利をむさぼつてゐる今日、この程度の措置では絶対に満足できません。

政府は、このような大企業に軽い税率ではなく、法人所得十億円以上には法人税率を四三％に引き上げるべきであり、もうけの多い企業には正當に税金を払わせるよう、法人税の高度累進制を

とるべきであります。

また、大企業の売り惜しみ、買い占めなどの反社会的行為による不当な暴利に対しては、臨時的に超過利得税を課して、これを吸収する措置が必要であります。ところが、伝えられる自民党案は、超過利得の額も税率も低く押え、その上に大企業に利益隠しのできる道を残すなど、きわめて効果の薄いものであります。その上に、この税制を、貸金に対する国家統制をおもな内容とする所得政策導入の布石として使おうとしております。わが党は、このようなものではなく、昭和四十六年、四十七年の平均半年の所得を基準とし、それを三〇％以上上回る資本金十億円以上あるいは年所得五億円以上の大法人の超過利得に対して一〇％から三〇％の累進税率を法人税に付加し、また企業の租税回避行為を完全に阻止して超過利得の九割を吸収するきびしい超過利得税にすべきことを主張してあります。

また、昭和四十五年度から四十八年度までに土地、有価証券を五〇％以上ふやした資本金十億円以上の大企業に課税し、土地、株式などの買い占めを規制する臨時資産税を早急に創設することを主張してあります。政府は、大企業の投機をきびしく規制する以上の政策を三月期決算から実施に移して、その財源を国民生活防衛のために使うべきであると思ひますが、はつきり御答弁を願ひます。

また、所得政策は絶対にとるべきではないと思ひますが、この点も明確な答弁を求めます。

次に、租税特別措置であります。石油危機の業界決算第一号といわれた東亜燃料工業や三菱油化の十二月決算案、さらには大和証券がまとめた東京証券第一部上場会社三百七十三社の三月期決算見通しでも明らかに、買い占め、売り惜しみなどによって暴利をあげた大企業が価格変動準備金、貸し倒れ引き当て金、退職給与引き当て金、海外投資等損失準備金など引き当て金、準備金を使い、あるいは減価償却制度の恣意的な変更やたな卸資産の評価がえなど、あらゆる手段で

尽くして利益隠しに奔走してあります。政府は運用面に対処するなど述べてありますが、はつきりしていることは、単なる運用面の封じ策ではなくて、資本金十億円以上の大企業の価格変動準備金、海外投資等損失準備金、その他の特種的減免税制度をいままそ撤廃しなければならぬということであり、ところが、今回の政府の税制改正は、この特種的減免制度を存続させるだけではなく、さらに拡充させているのであります。わが党は、先に述べたわが党の臨時利得税案においても、当面、臨時的特別償却の損金算入の中止、各種引き当て金、準備金で一定限度をこえる額の益金算入、減価償却方法、たな卸資産評価方法の恣意的な変更の禁止による租税回避行為の阻止を明文化してありますが、大企業の利益隠しについて政府はどのような効果ある措置をとられるのか、また、さらに進んで、大企業に対する特種的減免税を完全に撤廃するかどうか、明確な答弁を求めます。

最後に、総理並びに関係大臣に伺ひます。

最初に強調したように、政府の減税措置にもあづかれない低所得者層こそインフレの最も大きな被害者であります。この人たちの生活を守ることが政府の最も緊急な政治課題であり、四十九年度予算に盛り込まれた措置では全く不十分であります。政府は、生活保護世帯、母子家庭、ハンセン氏病患者などに三万円インフレ手当を支給し、年金、生活保護費などを三、四カ月ごとに物価にスライドして見直すなど、思い切つた措置を早急にとるべきであると思ひますが、どういふ措置をとられるのか答弁を求めて、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣（田中角栄君） 渡辺武君にお答えいたします。

第一は、今回の税制の視点についてでございますが、今回の税制改正は、給与所得者の負担軽減を中心としたしまして大幅減税を行なうとして

おるわけでございます。また、課税最低限につきましても、先ほども申し上げたとおり、イギリスの二倍以上、西ドイツの約二倍、アメリカの百二十九万円よりもずっと大きいのでございますから、課税最低限といふものの今度の改正案は国際的に見て低いものでないといふことは数字があらわすとおりでございます。

それから住民税、個人事業税の課税最低限等について申し上げます。住民税の課税最低限につきましては、毎年度相当程度の引き上げを行なつておりますが、昭和四十九年度においても標準世帯で八十六万五千円から百一十六万六千円に引き上げることとしたしておるわけでございます。また、個人事業税につきましても事業主控除を八十万円から百五十万円に引き上げ、その軽減をはかつておるところであります。

それから法人税についての累進課税方式をとれという話でございますが、先ほどから大蔵大臣も述べたとおり、累進課税方式は、生産規模、組織、株式の構成その他において多種多様である法人を対象とする法人税において基本的にはなじまないものでございます。今回、法人税率を四〇％に引き上げることがまだ低いと、四三％というところでございましたが、まあこころは議論の存するところでございます。去年度の税制改正では、確かに去年度では少な過ぎるから四〇％に上げよといふのが御主張でなかつたかと思ひますが、まあこちらが三六％なら三八％、三八％なら四〇、四〇なら四三と、こういう御主張であれば、いかんとも申し上げがたいわけでございます。いづれにしても、現在の法人の基本税率は三五％であります。それに一・七五の暫定税率が加算せられて三六・七五になつてゐるわけでございます。ですから、このままにしておけば、一・七五が取れて基本税率の三五に戻るわけであります。そうではなく、これを組み入れて四〇％にするといふのでございますから、三五％の基本税率を五％引き上げて四〇％というのでございます。

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

から、これは相当な引き上げであるということ
は、半年前、一年前に野党の皆さんから御指摘を
受けて、四〇％にすべしと、こう言われたことを
採用いたしておることもひとつ御理解をいただき
たいと、こう思うわけでございます。

それから所得政策についてでございますが、政
府は、現下の物価情勢に対処するために、財政金
融を中心とする総需要の抑制、個別物資の対策
等、最大限の政策努力を傾けておるところでござ
います。いわゆる所得政策については、わが国に
おいてはその実施について国民的コンセンサスが
必ずしも形成されていまいというところで、慎重に
考えるべきだと常に御答弁を申し上げておるわけ
でございます。しかしながら、今後経済の実勢を
無視した高率の賃金上昇が続くならば、物価上昇
や失業の増大等を招くおそれ強いのでありま
す。したがって、労使双方においても、いた
ずらな便乗値上げや賃金の過度の引き上げは国民
生活を脅かす経済社会の基盤を危うくすること
であることを十分認識して、節度ある行動をとるよ
うに望んでおるのであります。

それから租税特別措置についてでございます
が、一定の政策目的を実現するために租税の誘導
的機能または抑止的機能を活用するものであるこ
とは申すまでもありません。また、現在残ってお
ります特別措置の相当部分は中小企業対策あるい
は公害対策等を目的とするものであることを考え
ますれば、これを直ちに廃止することは適当でな
いと考へておるのでございます。

入場税その他につきましては、大蔵大臣から答
弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫) 答へ〕

○国務大臣(福田赳夫) ます第一に、大企業の
諸引き当て金、準備金の積み増し、減価償却方法の
変更等について厳重に対処せよと、こういうお話
でございますが、もろもろの引き当て金、準備金
につきましては、法律に定めがありまして、これ
はそう問題の起こらないところでございます。た

だ、減価償却方法につきましては、これは注意を
払わなければならない、かように考へておりま
す。従来の減価償却方法を改正するということが
三月期決算等において行なわれるという際におき
ましては、出先がこれを専断してはならない、必
ず国税庁長官に稟議をし、その承認を得た上その
許可を決定すると、こういうことにするなど、利
益隠蔽のために特別の経理操作を行なうというこ
とがあることに對しては、厳重にこれに対処
してまいりたいと、かように考へます。

次に、映画、演劇、音楽、舞踊等に対する入
場税を撤廃せよ、子供劇場、親子劇場等の入場税
を非課税化せよと、こういうお話でございます。
この点は、前に私が大蔵大臣をしておるときも
伺った話でありまして、ずっといささつのある問
題でありましたが、映画等入場税の撤廃問題は、こ
れは通行税、娯楽施設利用税、料理飲食税、そう
いうものとの関連がありまして、これはなかなか
撤廃というのは困難な状態なのであります。ま
た、子供劇場の非課税問題につきましては、これ
また、一般の催しものとどういふふうに区別する
か、これもなかなか実問題とするとむづかしい
んです。これは文部省でも頭をいまひねっておる
というところでございますが、さういふやつかい
なむづかしい問題であるということをお聞き
願いたいのであります。

法人税率を四三％に引き上げ、累進課税にせよ
と、こういうお話につきましては、総理の答弁と
重複いたしますので省略いたします。
それから、大企業優遇の租税特別措置を撤廃せ
よという御所見ですが、租税特別措置は大企業だ
けの優遇措置じゃございませんから、これは中小企
業みんなひくくするの特別措置であります。特
別措置というものはその名の示すごとく特別措
置なんです。これは法人税に對しては例外を設
けるものでございまして、これはもう設定をい
たしました目的が到達された、あるいは客観情勢
が変化したということに應じて改廃を考慮す

べきものである、かように考へ、この制度がいや
しくも慢性化する、あるいは既得権化するといふ
ようなことにつきましても、これがないうちに毎
年厳重に見直しをすべきものである、さういふ存
じ、四十九年度税制におきましてもそのような方
針で対処いたしております。(拍手)

〔国務大臣(齋藤邦吉) 答へ〕

○国務大臣(齋藤邦吉) 御質問の減税の恩恵が
及ばない低所得者層に對しては、その生活の
安定と福祉の向上をはかりますために、今日ま
で、生活保護基準の改定やあるいは福祉年金の引
き上げ等の施策を進めてまいっておるところで
ございます。

最低生活の保障であります生活保護につきま
しては、すでに御承知のように、昨年の四月、一
四％引き上げ、さらに昨年の十月には五％引き上
げる、こういう措置を講じてまいり、四十九年度
におきましては、さらに四十八年度に比較いたし
まして二〇％の引き上げを行なう、こういう措置
を講じておるわけでございますが、最近の物価動
向にかんがみまして、一月から四月までのつなぎ
といたしまして一時金を支給することにいたし、
家族一人につき二千元、四人家族ならば八千円
と、こういうつなぎの一時資金を出すことにいた
しておるわけでございます。由來、生活扶助とい
うものは物価の動向に對して考へらるべきもの
でございますので、三月月ごとに改定をするといふ
制度にはなじまないものであることを御承知いた
だきたいと思つております。

また、年金につきましては、昨年、五万円年金
という大改正を行ないまして、そのあとを受けま
して本年度におきましては、拠出制年金につきま
していわゆるスライド制を初めて実行することに
相なっております。それと同時に、福祉年金につ
きましては、老齢福祉年金その他、前年度に比較
いたしまして五〇％の増額をいたしておるわけで
ございまして、老齢、母子その他の福祉年金を三
万円に引き上げる、こういう考へはいまのところ

考へていないことを明らかに申し上げておきたい
と思つております。(拍手)

○副議長(森八三三君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(森八三三君) 日程第一 外務省設置法
の一部を改正する法律案

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律
案

(いずれも第七十一回国会内閣提出衆議院送
付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長寺
本広作君。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年二月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国の積極的な対アジア外交
の推進に伴い、アジア局の事務量が增大してい
ることにかんがみ、同局に次長一人を置き、局
長を補佐し、局務を整理せしめようとするもの
であつて、妥當な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

外務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年九月七日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「経済局」を「アジア局及び経済局」に、「一人」を「各一人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月五日

内閣委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学等における高等教育の計画的な拡充整備とその改革ならびに教育、學術および文化の国際交流等を積極的に推進するため、本省の内部部局として、新たに大学局および學術国際局を設置し、學術国際局にユネスコ国際部を置くとともに、これに伴い、大学學術局および日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に伴う経費は、約千七百六十九万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

上されている。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年八月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「大学學術局」を「大学局」に改め、同条第二項中「管理局」を「學術国際局にユネスコ国際部を、管理局」に改める。

第七条第十一号の三及び第十一号の四を削る。

第九条(見出しを含む)中「大学學術局」を「大学局」に改め、同条第二号中「を」を「並びに」に、「行」を「行なり」に改め、同条第三号中「並びに學術」を削り、同条第七号中「行」を「行なり」に改め、「並びに研究者の養成」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に関すること。

第九条第十号から第十七号までを削り、同条第十八号中「並びに學術」及び「研究者」を削り、同条を同条第十号とし、同条の次に次の一条を加える。

(學術国際部の事務)

第九条の二 學術国際局においては、次の事務をつかさどる。

一 學術の振興に関し、企画し、及び援助と助

言を与えること。

二 国立大学附置の研究所以及国立大学共同利用機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

三 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び日本学士院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

四 研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

五 日本學術會議その他の學術団体との連絡に関すること。

六 研究機関及び研究者に対する學術の振興のための補助に関すること。

七 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

八 學術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

九 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十 次のような方法によつて、學術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 學術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十一 教育、學術又は文化に関する国際的諸活動についての各局の事務の連絡調整に関すること。

十二 教育、學術及び文化の振興及び普及に係る国際交流に関すること(他部局の所掌に属するものを除く)。

十三 国費による大学及び高等専門学校の教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十四 外国人留學生の教育に関し、援助と助言を与えること。

十五 外国人留學生の受入れの連絡及び海外への留學生の派遣に関すること。

十六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十七 日本ユネスコ国内委員会に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

十八 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。

二 ヨネスコ国際部においては、前項第十号に掲げる事務のうち国際的な研究集会その他の催しに関するもの及び同項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条第二項中「教育施設部においては、」を「ユネスコ国際部及び教育施設部においては、」に改め、第九号の二第二項又は「」に改める。

第三十三条中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日昭和四十八年四月一日から施行する。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)

2 ヨネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(国内委員会の事務処理)

第十八条 国内委員会の事務は、文部省學術国際局において処理する。

2 文部省學術国際局長(次項において「局長」という。)は、会長の一般的監督の下に、前項の事務を処理するものとする。

3 局長は、第一項の事務を処理する場合において、ユネスコ活動の遂行のため国際慣行上

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

必要があるときは、日本ユネスコ国内委員会事務総長という名称を用いることができる。

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君 たいだいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この二件の法律案は、いずれも前国会からの継続審査法案であります。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、わが国のアジア外交の積極的な推進に伴う事務量の増大に対処するため、アジア局に次長一人を置くこととするものであります。

委員会におきましては、わが国外交の基本姿勢、アジア外交の体制の整備、文化・経済外交のあり方、在外公館の強化、在外子女の義務教育問題等について質疑がなされました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案は、高等教育の拡充整備とその改革及び学術研究の振興並びに教育・学術・文化の国際交流等を積極的に推進するため、本省の内部部局として、新たに大学局及び学術国際局を設置し、学術国際局にユネスコ国際部を置くこととし、これに伴い、大学学術局及び日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、日本ユネスコ国内委員会事務局を内閣化する是非、外国人留学生の受け入れ体制の整備、著作権保護についての文部省の姿勢、私立大学の定員超過入学問題、国民体育大会のあり方等について質疑がなされました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法案

外務省設置法の一部を改正する法律案外一件 割増金付貯蓄に関する臨時措置法案外一件

は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認められます。よって、本家は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認められます。よって、本家は可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第三 割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

日程第四 印紙税法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長土屋義彦君。

審査報告書

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月五日

大蔵委員長 土屋 義彦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、経済の現状に即応する臨時の措置として、貯蓄の増強に資するため割増金付貯蓄の取扱について規定しようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
一、政府は、割増金付貯蓄等一連の貯蓄増強策の実施により、銀行に吸収された資金が総需要抑制政策の効果を減殺することのないよう、窓口指導をはじめ金融政策の運営に万全を期すべきである。

二、政府は、最近の物価動向にかんがみ、預金者保護の立場から、預金金利のあり方について検討を加えるべきである。

三、政府は、増割金付貯蓄の募集について、いたづらに射撃心をあおることのないよう、誇大広告ならびに金融機関相互間の過当競争を排除するとともに、募集の個人割当等において労働強化を招来することのないよう指導に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年二月二十二日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

割増金付貯蓄に関する臨時措置法

(目的)
第一条 この法律は、経済の現状に即応する臨時の措置として、割増金付貯蓄の取扱いを認めることにより、貯蓄の増強に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 労働金庫

七 信用協同組合

八 農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う農業協同組合

九 水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合

十 農林中央金庫

十一 商工組合中央金庫

十二 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

十三 前各号に掲げるもののほか、預金若しくは貯金の受入れ又は生命共済に係る業務を行う者のうち政令で定める者

2 この法律において「割増金付貯蓄」とは、次に掲げるもののうち、くじ引により割増金が付けられるものをいう。

一 預金(貯金、定期積金及び相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金(以下「掛金」という。))を

含む。

二 前項第二号、第三号、第十号及び第十一号に掲げる者が発行する債券

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するものうち信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの特約のあるもの

四 生命保険で保険期間満了後に満期保険金を一時に支払う旨の特約のあるもの及びこれに類する生命共済で政令で定めるもの（以下「生命保険等」という。）

（割増金付貯蓄の取扱い）

第三条 金融機関は、割増金付貯蓄の取扱いを行うことができる。

（割増金付貯蓄の条件）

第四条 割増金付貯蓄（第二条第二項第四号の生命保険等を除く。次項において同じ。）に付けられる利子又は配当（定期積金、掛金及び割引の方法により発行した債券については、利子又は配当に相当するものとして大蔵省令で定めるもの。以下同じ。）及び割増金の総額は、同一の募集に係るものと、同項第一号から第三号までに掲げる預金、債券又は金銭信託で割増金が付けられないもののうち、契約期間その他の条件が当該割増金付貯蓄と同一であるものに付けられる利子又は配当の総額として大蔵省令で定めるところにより計算した金額を超えてはならない。

2 割増金付貯蓄に付けられる最高位の割増金の金額は、当該割増金付貯蓄の一口の金額（くじ一個が与えられる割増金付貯蓄の単位当たりの

金額をいう。以下同じ。）の一千倍を超えてはならない。

3 第二条第二項第四号の生命保険等に付けられる割増金の総額及び最高位の割増金の金額は、前二項の規定により当該生命保険等以外の割増金付貯蓄に付けられる割増金との均衡を考慮して大蔵省令で定める金額を超えてはならない。

4 割増金付貯蓄において割増金を付ける当せん数は、くじ引ごとに、総くじ数の三分の一を超えてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、金融機関は、割増金付貯蓄の取扱いを行う場合には、割増金付貯蓄の種類及び一口の金額その他割増金付貯蓄の取扱いに関し大蔵省令で定める条件に従って行わなければならない。

（課税上の特例）

第五条 割増金付貯蓄の割増金については、所得税を課さない。

（罰則）

第六条 第四条の規定に違反して割増金付貯蓄の取扱いを行った場合には、その違反行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第七条 金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その金融機関の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その金融機関に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案外一件

（この法律の失効）

2 この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

（この法律の失効に伴う経過措置）

3 昭和五十一年三月三十一日以前に取扱いを開始した割増金付貯蓄については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年三月三十一日以前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる割増金付貯蓄に係る同日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）

5 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項に次の一号を加える。

三 割増金付貯蓄に関する臨時措置法（昭和四十九年法律第 号）第二条第二項に規定する割増金付貯蓄につき受ける割増金

審査報告書

印紙税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月五日

大蔵委員長 土屋 義彦
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における経済取引の推移等にかえりみ、売上代金の受取書について定額税率を階級定額税率に改め、その他の文書について税率の改定を行なうとともに、受取書の免税点を引き上げる等税負担の適正化措置を講ずるほか、納税手続を合理化する等所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込み額は、昭和四十九年度九百億円である。

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年二月二十二日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「作成されるもの」の下に「又は同表第十九号に掲げる有価証券の譲渡に関する契約書に該当する文書のうち、新株を発行する会社と証券会社との特約により、当該証券会社が引き受ける株式を当該新株を発行する会社の株主に優先的に売り渡すこととされた場合に、当該株主により当該株式の買受けのために作成されるもの

昭和四十九年三月六日 参議院会議録第十二号

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案外一件

(当該買受けに係る株式の名義書換の請求の事務を当該証券会社に委任する旨が併記されているため同表第十七号に掲げる委任状となるものを含む。以下「新株買付契約書」という。)を、「当該会社等」の下に「又は証券会社」を、「当該委任状」の下に「又は新株買付契約書」を、「委任をした者」の下に「又は当該新株買付契約書により株式を買い受ける者」を加える。

第四條第五項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「以上の」を「を超える」に改め、同項に次の一号を加える。

三 別表第一第二十二号の課税文書（物件名の欄1に掲げる受取書に限る。）により証されるべき事項 五十万円を超える金額

第十條第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」とし、「規定」を「前二項の規定」に、「同項の稅務署長」を「第一項の稅務署長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことがで

第十三条の見出し中「委任状を」委任状等に改め、同条第一項中「開始の日」の下に「又は新株買付契約書の交付期限を」、「委任状」の下に「又は新株買付契約書」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第十七条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則（以下「通則」という。）８イ中「同号に掲げる文書」の下に「とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金（同号の定義の欄１に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。）に係る受取金額（五十万円を超えるものに限る。）の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合額額）を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書」を加える。通則３へに次のただし書を加える。

ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額（五十万円を超えるものに限る。）の記載があるときは、第二十二号に掲げる文書とする。

通則に「ホ中」こえるもの又はを越えるもの、」に、「百万円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号」を百万円を超えるもの又は第二十二号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が五十万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第二十二号」に改める。

通則4中ニをホとし、通則4ハ中「当該文書の記載金額」の下に「とし、第二十二号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があり、当事者間において当該売上代金に係る金額を明らかにすることができる場合には、当該明らかにすることができる金額を当該受取書の記載金額」を加え、通則4ハを通則4ニとし、通則4ロの次に次のように加える。

ハ 当該文書が第二十二号に掲げる文書（③の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。）のうち同号の物件名の欄１に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関

しては、イ又はロの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額（当該金額のうち売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の

別表第一第三号の課税標準及び税率欄1を次のように改め、同欄2中「二十円」を「五十円」に改める

1 2に掲げる手形以外の手形
次に掲げる手形金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。

五十万円以下のもの	五十円
五十万円を超え百万円以下のもの	百円
百万円を超え二百万円以下のもの	二百円
二百万円を超え三百万円以下のもの	三百円
三百万円を超え五百万円以下のもの	五百円
五百万円を超え千万円以下のもの	千円
千万円を超え二千万円以下のもの	二千元
二千万円を超え三千万円以下のもの	三千元
三千万円を超え五千万円以下のもの	五千元
五千万円を超え一億円以下のもの	一万円
一億円を超えるもの	二万円

別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「千円以下のもの」を「千円以下のもの 三十円」を「千円以下のもの 五十円」に、「こえる」を「超える」に、「二十円」を「五十円」に改める。

別表第一第五号の課税標準及び税率欄中

「百万円未満のもの」	「百万円以上百万円未満のもの」	「百万円以上二百万円未満のもの」	「二百万円以上三百万円未満のもの」	「三百万円以上四百万円未満のもの」	「四百万円以上のもの」
二十円	二百円	二百円	二百円	二百円	二百円
を	を	を	を	を	を
五百万円を	五百万円を	五百万円を	五百万円を	五百万円を	五百万円を

のものの
五十万円以下のもの
五十万円に改める。
のものの
五十万円以下のもの
五十万円に改める。
のものの
五十万円以下のもの
五十万円に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「千円」を「一万円」に改める

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「二百円」を「千円」に改める

別表第一第九号から第十六号までの課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改める。

別表第一第十七号の課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改め、同号の非課税物件欄中「もつぱら」を「専ら」に改める。

別表第一第十八号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改める。

別表第一第二十二号の課税物件欄及び課税標準及び税率欄を次のように改め、同号の非課税物件欄中「一万円」を「三万円」に、「行なう」を「行う」に改める。

- 1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
- 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの

1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書とは、資産を譲渡し若しくは使用させること（当該資産に係る権利を設定することを含まず）又は役務を提供することによる対価（手付けを含み、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第二条（定義）に規定する有価証券の譲渡の対価、保険料その他政令で定めるものを除く。以下「売上代金」という。）として受け取る金銭又は有価証券の受取書を行い、次に掲げる受取書を含むものとする。	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの
イ 当該受取書に記載されている受取金額の一部に売上代金が含まれている金銭又は有価証券の受取書及び当該受取金額の全部又は一部が売上代金であるかどうか当該受取書の記載事項により明らかにされていない金銭又は有価証券の受取書	次に掲げる受取金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。
ロ 他人の事務の委託を受けた者（以下この欄において「受託者」という。）が当該委託をした者（以下この欄において「委託者」という。）	五十万円以下のも 五十万円を超え百 万円のものを 百円
	五十万円を超え二 百万円以下のもの 二百円
	二百万円を超え三 百万円以下のもの 三百円
	三百万円を超え五 百万円以下のもの 五百円
	五百万円を超え千 万円以下のもの 千円
	千万円を超え二千 万円以下のもの 二千円
	二千万円を超え三 千万円以下のもの 三千円
	三千万円を超え五 千万円以下のもの 五千円
	五千万円を超え一 億円以下のもの 一万円
	一億円を超えるも の 二万円
2 1に掲げる受取書以外の受取書一通につき	五十円

という。）に代わつて売上代金を受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書（銀行その他の金融機関が作成する預貯金口座への振込金の受取書その他これに類するもので政令で定めるものを除く。ニにおいて同じ。）受託者が委託者に代わつて受け取る売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者が受託者から受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書

ニ 受託者が委託者に代わつて支払う売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者から受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書

- 別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改める。
- 別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「四十円」を「百円」に改める。
- 別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「四百円」を「千円」に改める。
- 別表第三中「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号」を「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第六号」に改める。
- 附 則
- 1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、
- 3 新法第四条第二項の規定中新株買付契約書に係る部分は、新法第十三条第一項に規定する交付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。
- 4 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項におい

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案外一件

て「新法の税額」という。が旧法第七条の規定により算出した税額(以下この項において「旧法の税額」という。)を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔土屋義彦君登壇、拍手〕

○土屋義彦君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず割増金付貯蓄に関する臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における経済情勢に即応し、総需抑制策の一環といたしまして、貯蓄手段の多様化を通じて貯蓄の増進をはかるため、二年間を限り金融機関等に対し、割増し金つき貯蓄の取り扱いを認めるほか、割増し金つき貯蓄の条件等について所要の規定を設けようとするものであります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今次の税制改正の一環といたしまして、最近における経済取引の実情に即応し、印紙税負担の適正化をはかるため、売り上げ代金の受け取り書について、一律の定額税率から階級別の定額税率に改めるとともに、その他の文書について税率の引き上げを行なうほか、納税手続の合理化等、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、割増金付貯蓄に関する

臨時措置法案に対し、貯蓄増進の手段として、射幸心をそそのかる割増し金貯蓄を設定することの妥当性、預金のキャピタルロス回避するための金利引き上げについての政府見解、割増し金つき貯蓄により集められた資金の使途のあり方等について、また、印紙税法の一部を改正する法律案に対し、国税収入に占める間接税の位置づけと課税のあり方、印紙税の脱税状況等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

二案に対する質疑を終了し、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して戸田委員より、公明党を代表して鈴木一弘委員より、民社党を代表して栗林委員より、また日本共産党を代表して渡辺武委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案について採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、印紙税法の一部を改正する法律案については、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案に対し、政府は、銀行に吸収された資金の運用が総需抑制策の効果を減殺しないよう万全を期し、預金金利のあり方について検討を加え、募集について過当競争及び労働強化を来たすことのないよう指導すべきである旨の附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。まず、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(森八三三君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三三君

野末 和彦君	栗林 卓司君
青島 幸男君	沢田 実君
木島 則夫君	矢追 秀彦君
松下 正寿君	田代富士男君
柏原 ヤス君	原田 立君
中沢伊登子君	中尾 辰義君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	高山 恒雄君
熊谷太三郎君	山田 徹一君
多田 省吾君	小平 芳平君
村尾 重雄君	小山邦太郎君
斎藤 十朗君	中西 一郎君
寺下 岩蔵君	平井 卓志君
中村 登美君	松岡 克由君
細川 護熙君	橋本 繁蔵君
中村 楨二君	柴立 芳文君
鈴木 省吾君	久次米健太郎君
高橋 邦雄君	嶋崎 均君
松垣徳太郎君	二木 謙吾君
丸茂 重貞君	橋 直治君

岡本 悟君	高橋雄之助君
山内 一郎君	温水 三郎君
濱田 幸雄君	木島 義夫君
鹿島 俊雄君	大森 久司君
植木 光教君	木内 四郎君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
古池 信三君	杉原 荒太君
高橋文五郎君	楠 正俊君
柳田桃太郎君	山本茂一郎君
石本 茂君	志村 愛子君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君
川野辺 静君	今泉 正二君
世耕 政隆君	佐藤 隆君
原 文兵衛君	長田 裕二君
菅野 儀作君	佐田 一郎君
藤田 正明君	木村 睦男君
西村 尚治君	岩動 道行君
土屋 義彦君	内藤三郎君
鍋島 直昭君	増原 恵吉君
米田 正文君	小笠 公昭君
後藤 義隆君	堀本 宜実君
塩見 俊二君	御木 亨弘君
吉武 恵市君	前田佳都男君
長屋 茂君	田 英夫君
片山 正英君	梶木 又三君
上田 哲君	工藤 良平君
初村満一郎君	星野 重次君
稲嶺 一郎君	前川 旦君
杉原 一雄君	林田悠紀夫君
西ヶ久保重光君	杉山善太郎君
野々山一三君	田中寿美子君
宮崎 正雄君	久保田藤磨君
寺本 広作君	戸叶 武君
森中 守義君	鶴岡 哲夫君
西村 関一君	伊藤 五郎君
平島 敏夫君	山本 利壽君
中村 英男君	森 勝治君

議長の報告事項

去る二月二十二日議長において、左の常任委員の

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

[illegible]

昭和四十九年三月六日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(昭和四十八年十二月二十一日任期満了による再任)
伊藤 義郎
(同年十二月四日死亡の赤羽善治の後任)
河原 由郎

(同年十二月二十一日任期満了の櫻内乾雄の後任)
田部 長右衛門
(同日任期満了による再任)
長谷 慎一
(同日任期満了の木村四郎七の後任)

(同日任期満了の太田十の後任)
花村 仁八郎
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に伊藤

義郎君、河原由郎君、田部長右衛門君、長谷慎一君、花村仁八郎君及び村井八郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

船舶職員法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもって科学技術庁振興局長大坂保男君は科学審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科学技術庁振興局長 木下 亨君
去る二月二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 吉田忠三郎君
同 矢追 秀彦君
文教委員 内田 善利君
農林水産委員 中村 波男君

議院運営委員 平井 卓志君
同 川野辺 静君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 中村 波男君
同 内田 善利君
文教委員 矢追 秀彦君
農林水産委員 吉田忠三郎君
議院運営委員 田中 茂雄君
同 久次米健太郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁振興局長木下亨君(二月二十二日議長承認)を第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 高橋 邦雄君
同 米田 正文君
決算委員 小林 国司君
同 佐田 一郎君
同 二木 謙吾君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 小林 国司君
同 二木 謙吾君
決算委員 高橋 邦雄君
同 木内 四郎君
同 米田 正文君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

決算委員会 理事 橋本 繁蔵君 (君健男君の補欠)
去る二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 農林水産委員 若林 正武君
同 高橋 邦雄君
運輸委員 高橋雄之助君
同 棚田 四郎君
通信委員 黒住 忠行君
同 今泉 正二君
建設委員 春日 正一君
同 向井 長年君
同 渡辺 武君
同 加藤 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 黒住 忠行君
同 今泉 正二君
同 高橋 邦雄君
同 春日 正一君
同 高橋雄之助君
同 棚田 四郎君
同 源田 実君

農林水産委員 齋藤 寿夫君
同 若林 正武君
同 今泉 正二君
同 春日 正一君
同 高橋雄之助君
同 棚田 四郎君
同 源田 実君

運輸委員 今泉 正二君
通信委員 春日 正一君
建設委員 向井 長年君
同 渡辺 武君
同 加藤 進君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

地方行政委員会 理事 高橋 邦雄君 (高橋邦雄君の補欠)
大蔵委員会 理事 河本嘉久蔵君 (河本嘉久蔵君の補欠)
同 理事 藤田 正明君 (藤田正明君の補欠)

建設委員会 理事 古賀雷四郎君 (古賀雷四郎君の補欠)
同 理事 前川 旦君 (沢田政治君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長

は即日これを商工委員会に付託した。

計量法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
同日委員会から左の報告書が提出された。

外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会開法第一四号)可決報告書
去る二月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

名した。

災害対策特別委員

松本 英一君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

地方行政委員会

理事 高橋 邦雄君 (高橋邦雄君の補欠)

理事 原 文兵衛君 (原文兵衛君の補欠)

通信委員会

理事 今泉 正二君 (今泉正二君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

沿岸漁場整備開港法案

地方自治法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

文部省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一五号)可決報告書

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案可決報告書

印紙税法の一部を改正する法律案可決報告書

新幹線沿線の病人救済対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年二月十五日

須原 昭二

参議院議長 河野 謙三殿

新幹線沿線の病人救済対策に関する質問主意書

意書

名古屋市内の新幹線沿線に居住する住民は、昭和三十九年十月の新幹線開通以来、騒音、振動、風圧、日照権侵害、テレビ障害等により生活環境を破壊され、多くの健康障害者を出している。

そのことは発生源の日本国有鉄道はもとより、環境行政を掌する環境庁及び国鉄の監督官庁である運輸省においても充分認識されているはずである。

わけても八〇ホンから一〇〇ホンに達する騒音

健康な成年層にとつても耐えがたいものである。

(なお振動にかかると前記の数値は屋外値であり、人間の居住する屋内においてはその二倍の数値に達すると各種の調査資料が示している。)八〇ホンから一〇〇ホンの騒音は地下鉄電車内の騒音から国電のガード下の騒音に匹敵するものであり、また一・〇ミリから三・五ミリの振動は震度二ないし三に達する地震と同程度に感じると沿線住民は訴えている。

なかでも沿線の病人、老人、妊産婦、乳児などもつとも安静を必要とする住民にとつてその苦痛は受忍限度を超えている。

既に名古屋市内の当該地域の老人がこの二年間に五人も亡くなつており、その一人は「新幹線の下で死にたくない」という言葉を残して亡くなつてゐる。

昨年の四月二十九日、この現状に耐えかねた住民が、名古屋市内の明治小学校において、環境庁、運輸省、国鉄に対し二十四項目の公害対策を質した中で、この病人救済対策にふれ、国鉄新幹線総局松原環境管理室長は、「国鉄としても放置できない、具体的なことについて相談したい」と住民に答弁した。

次いで同年六月十七日、新幹線総局環境管理室谷田部補佐と住民代表は新幹線の公害に苦しむ沿線の病人救済対策について次のような四項目の合意に達した。

四十八年六月十七日の四項目の確認事項

一、(救済対象区域) 新幹線沿線の病人救済対策について

二、(救済受付) 新幹線の騒音、振動により病気になる人もしくは、安静療養ができない病人の居住地域。口頭、又は書面(当面保線所が)受けつける。

三、(救済内容) 四十八年六月十七日現在より将来にわたつて

転地療養を含む医療費の実費を負担する。

四、(救済期間) 診断書に記載された療養を要する全期間とする。

発病時が四十八年六月十七日前であつても六月十七日以後においてなお療養を要する者については、発病時から全期間をみる。

ただし六月十七日前に療養が終了した者については、取扱い、この場で回答できないので後刻回答する。

以上の合意にもとづいて、沿線住民は今日まで十一人が病人救済対策を新幹線総局名古屋保線所環境管理課を通して文書で申請したが、いまだに何らの救済対策がなされないで放置されている。

なお、十一人の申請者のうち、新幹線直下に居住する名古屋市内熱田区四番町水野よしさん(七四歳)は病状の悪化に耐えかね本年一月十五日頃名古屋市内の娘宅に避難し、同年二月一日亡くなられた。

伝えられるところによると、国鉄当局は、新幹線との因果関係が明らかにならなければ救済対策はとれないといつてゐる由である。

このような事態にもとづいて次の事項について質問する。

一、国鉄当局は、四十八年六月十七日の四項目の確認事項について承知しているのか。

二、住民の救済申請にたいし国鉄当局は事情聴取をしたのか。また如何なる回答を申請人に示したか。その具体的な救済対策について示されたか。

三、六月十七日の会談の際に回答が保留されていた「六月十七日前に発病し、療養期間が同日前に終了した病人」に対する救済をどうするのか。

四、申請後死亡された水野よしさんに対し、国鉄当局が何らの救済対策を講ずることなしに放置したことの責任をどうとるのか。

五、現在までの申請人及び今後の申請人に対し如何なる措置を講ずるか明かにされたか。

右質問する。

昭和四十九年二月二十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員須原昭二君提出新幹線沿線の病人救済対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須原昭二君提出新幹線沿線の病人救済対策に関する質問に対する答弁書

一、について

昭和四十八年六月十七日日本国有鉄道新幹線総局環境管理室職員と名古屋新幹線公害対策同盟会世話人数名とが新幹線沿線の病人の救済対策について協議し、新幹線列車の走行と病気の発生若しくは病状の悪化との間に相当因果関係がある場合には、日本国有鉄道においてその救済措置を講ずるとの方針のもとに、御指摘の四項目について了解がなされたことを国鉄は、承知している。

二、について

国鉄は、騒音、振動と疾病との因果関係を明らかにすることは難しい問題であるので、中立公正な専門家による新幹線騒音等に関する医療委員会(仮称)によつて判定すべく鋭意その準備を進めているところである。したがつて住民の救済申請に対しては事情聴取を行つておらず、申請人に回答も示していない。

なお、同委員会は、昭和四十九年三月中旬を目途に設置する予定であり、その設置をまつて具体的な対策に着手する意向である。

三、及び四、について

昭和四十八年六月十七日以前に発病し、同日以前に治癒した病人については、前記因果関係の判定が技術的に困難であると思われるが、申込みを受け付け判定の対象とする意向である。

御指摘の水野よしさんについても同様に判定対象とし、その判定結果いかんによつて善処す

二六五

昭和四十九年三月六日 参議院会議録第十二号 質問主意書及び答弁書

昭和四十九年三月六日 参議院会議録第十二号

五、について
る意向である。

判定の結果によつて救済措置を講ずることとするが、その内容としては、当面医療費の実費の負担に應ずる意向である。

〔第九号参照〕

審査報告書

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年二月十四日

大蔵委員長 土屋 義彦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十八年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減取見込額は、昭和四十八年度約五億円である。

第十一号中正誤

ペシ 段 行 誤 正
三三 四 四 委員により 委員より

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)